

令和元年6月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和元年6月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小川 喜敬
- 2番 山田 雅士
- 3番 小澤 孝延
- 4番 角 麻子
- 5番 鈴木 広美
- 7番 小菅 耕二
- 8番 石井 孝昭
- 9番 桜田 秀雄
- 10番 林 修三
- 11番 山口 孝弘
- 12番 小高 良則
- 13番 川上 雄次
- 14番 林 政男
- 15番 新宅 雅子
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 小山 栄治
- 20番 木村 利晴

1. 欠席議員は次のとおり

- 6番 服部 雅恵

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副	市長	鵜澤広司
総務部長		大木俊行
総務部参事(事)財政課長		會嶋禎人
市民部長		和田文夫
経済環境部長		黒崎淳一

建設部長	江澤利典
会計管理者	廣森孝江
国民年金課長	吉田正明
高齢者福祉課長	田中和彦
下水道課長	中村正巳
水道課長	海保直之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	片岡和久
社会福祉課長	日野原広志
農政課長	相川幸法
道路河川課長	中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	関貴美代
教育総務課長	川名弘晃

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅澤孝行
-----------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	片岡和久
-------------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	水村幸男
副主幹	中嶋敏江
主査	須賀澤勲
主査	嘉瀬順子
主査補	吉井博貴
主任主事	村山のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

令和元年6月7日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、林政男議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明等、騒ぎ立てることは禁止されています。また、私語はお控えください。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず最初は、交通安全対策についてでございます。

信号機の整備の進捗状況について、お伺いしたいわけでございますけれども、ただいま議長の許可をいただいて、議員の皆様にも、信号機新規設置要望箇所一覧表を配付させていただきました。ごらんのように八街市から佐倉警察署に31カ所の信号機の要望が出ております。

今回、私は、個人質問でございますので、二州学区、南中学区を中心に信号機の設置状況について質問をいたします。信号機は、ごらんのとおり数多く要望が出ておるわけですが、私が気になっているところから質問をさせていただきます。

3番目の八街への199の元レストラン一休前変形交差点。市道114号線、116号線、210号線、大変重要な道路であります。この箇所の整備計画が持ち上がってから、かなりなるわけでございますけれども、なかなか遅々として進みません。こちらはどのように進まないのか、あるいは今現在どのような状況になっているか、お聞きをいたします。

それから、7番目、これは市道116号線と市道滝台13号線、市道上砂12号線と接道するわけでございますけれども、いわゆる二州小学校の通学路と御成街道が交差するところでございまして、どちらもフルスピードで入ってきますので、事故が起きたときには大変大きな事故になるところでございます。

この箇所につきましては、二州学区の後援会、そして二州小学校の校長、二州小学校のPTA会長、南中学校のPTA会長、そして南中学校の校長先生方の連名で要望して、かつ4カ所の地権者の方の同意を得て、同意書を添えて、八街市長宛に提出したところでございます。

次に、8番目、沖2000番地、ラーメン味正付近交差点。県道岩富山田台線、市道沖24、36号線のところでございます。この信号は現地診断が済んでおりまして、千葉県議会でも取り上げられまして、また佐倉警察署から千葉県の公安委員会の方に整備すべきだというふうに挙がっている案件でございます。

次に、御成街道と上砂の消防の山田台、あそこは分遣所、山田台の支店があるところですが、上砂の57番-2、豊栄建設角交差点。これも市道217号線、市道沖24号線、市道上砂12号線が絡むところございまして、この見通しがあまりよくなく危険なところでございますので、信号機の要望が出ております。

それから、もう1カ所、5カ所目ですね。21番、失礼いたしました。吉倉はどこでしょうか。もう1カ所、吉倉の1番ですね。吉倉の629番地、元スリーエフ吉倉店前交差点。主要地方道の千葉川上八街線と市道の114号と115号線が接道するところでございます。この件につきましては、かねてから要望しているところでございますけれども、聞くところによりますと、県の優先案件になったというふうに聞いておりますけれども、実際はどうなっているのか、まずこの5カ所について、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

信号機の設置につきましては、各地域からの要望を集約し、佐倉警察署を通じまして、設置者である千葉県公安委員会へ要望しており、今年度も、他の交通規制とあわせまして要望書を提出する予定でございます。

ご指摘の交差点につきましては、信号機設置にあたり交差点改良整備が必要となります。その進捗状況につきましては、沖地区の県道岩富山田台線と御成街道につながる市道の交差点に信号機の新規設置を含めた交差点改良事業を進めておりまして、今年度は、千葉県公安委員会との協議が完了した計画に合わせまして、関係地権者に用地協力の交渉を進めてまいります。

次に、主要地方道、千葉八街川上線の吉倉交差点につきましては、千葉県印旛土木事務所におきまして、交差点の予備設計を発注しております。今後、事業化に向けて検討を進めていくと聞いております。

なお、笹引地区の居酒屋大仙付近の交差点は、依然、用地取得が進まないことから休止中となっております。

今後も、これらの交差点改良事業を進め、市道の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

このほか、市道116号線の御成街道交差点及び市道217号線の御成街道交差点につきましては、市といたしましても、危険箇所として認識しておりますので、信号機の設置につきましては、継続的に要望してまいりたいと考えております。

○林 政男君

ありがとうございます。

今、市長からのご答弁のとおり、信号機の設置場所の1番については、千葉県土木事務所が予備設計をして、事業化に向けて着実に進んでいるというふうに思います。

それから、8番目の県道岩富山田台線につきましても、公安委員会との協議が進み次第、用地協力を求めていくということでございます。この8番の用地協力については、該当地権者は基本的に賛成ということで確認をしておりますので、ぜひとも、速やかな改良をお願いしたいと思います。ここ数年で、何人もの死亡事故が起きておりますので、速やかな対応をお願いいたします。

吉倉のスリーエフについては、長年の懸案でございましたけれども、ようやく関係各位の努力で予備設計までこぎ付けました。ぜひとも、この機会に実現させたいというふうに、また、していただくようお願いしていききたいと思います。

3番目のこの元レストラン一休前の変形交差点が休止ということでございますけれども、これは見込みはどのようになるのでしょうか。これはずっと休止なのでしょうか。それとも少しは、こう担当者が行けば、少しは話を聞いてくれる。あるいは前に進むというあれがあるんですか。それとも全くだめなのでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

ご指摘の旧一休交差点前ということで、この事業については、平成9年、10年が第1回目として、交差点の改良事業ということで、国庫補助事業を活用して用地買収等をはじめた経緯がございます。その中で、なかなか地権者の方でご理解がなかなか得られなかったというので、第1回目がそれで、一時休止ということになって、第2回目もまた国庫補助事業を利用して立ち上げたところなんですけれども、これも今申しましたように、なかなか地権者のご理解がいただけなかったということで、2回ほど休止というような状況になっているところでございます。

この交差点改良事業については、長年の地元の方、市も当然、交差点改良を進めていくということで、事業計画をもっていたわけなので、その辺については、なかなか財源的に国庫補助事業特定財源を利用しないとなかなかできない箇所でございますので、その辺も含めて、今後、地権者にご理解いただけるような形の交差点の図面等も当然考えなくちゃいけないと思っておりますけれども、その辺を含めて今後検討していきたいというふうには思っているところではございます。

○林 政男君

私が見ている情報ですと、なかなか地権者の方も、こちらが提示している取得価格と随分乖離があるということでなかなかうまくいかないというふうに聞いております。一時、調印寸前までいったように聞いておりますけれども、なかなかそこから先、遅々として進まないということでございますけれども、部長もご存じのとおり、210と116、114が交差しております。特に210と116の変形カーブのところ、非常に曲がりづらい。滝台方面、四木方面から行くと、急カーブで409号線に出るような形になりますので、非常に危ない交差点で、また事故もあるというふうに聞いておりますので、引き続き努力をお願いし

ます。

次に、7番目、滝台1248番地の御成街道交差点についてお聞きをいたします。

これは昨年の5月に八街市長宛に要望書を提出させていただきました。しかも、各学校長、あるいはPTA会長の判をいただいた上で要望しているところでございます。さらに地権者の同意書も付けて要望をしたところでございますけれども、この進み方はどのようになんてでしょうか。歩行者溜まり、要は道路改良も伴うというふうに聞いておりますけれども、8メートルと6メートルの道路ですから、特に交差点改良は必要ではないのではないかというふうに認識しますけれども、あくまでも歩行者溜まりがあれば、ある意味で整備できるんじゃないか。そして市がそれをやる気があればできるんじゃないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

先ほど、市長から答弁がございましたとおり、信号機設置に向けて交差点改良等へと進んでいる箇所もございます。また、要望書を提出しても、なかなかその実現には時間を要している困難な場所があるということは私たちも把握しているところでございます。

地域の要望をご理解いただき、信号機設置に関わる土地、協力に関わる同意を得ている箇所、要望箇所がございますが、それらを含めて、今、市として優先順位を付して、千葉県公安委員会に継続的に要望してまいりたいと考えております。

また、現在、この7番目を含めて全31カ所中2カ所進んでいますので、29カ所につきましては、この内容を精査させていただいて、実現するために何が不足していて、何が必要なのか。これについて警察の方と十分に協議をさせていただきたいと考えております。

また、今言われました7番の場所につきましては、交通安全プログラムの通学路対策箇所として、平成30年11月30日、教育委員会、警察署と印旛土木事務所、道路河川課の方で現調査しております。まず、早急にできることといたしまして、外側線、または減速マーク等の路線表示や消えているので引き直しを検討すると。それから、停止線の補修については、県警本部に申請するというところで、現場の方の確認をさせていただいているところでございます。

○林 政男君

ただいま部長の方から、挙がっている申請箇所については精査をして、市としても進めてまいりたいというふうに答弁をいただきました。

地権者の同意は得ても、道路改良を伴ったり、いろいろな意味で大変なところがあるんですけれども、丸山わき子議員の質問の中に、従来何年か前まで、千葉県で信号設置箇所が50カ所、54カ所とかという、そういう時代があったんですけど、今、30カ所ということで、すから大変ハードルが厳しくなっております。

県の公安委員会の方に、ちょっとある筋でお聞きしたら、なかなかこの信号機設置についても大変厳しくなっているというふうに聞いておりますけれども、所轄の警察署から進言のあったところ、八街でいうと佐倉警察署から千葉県の公安委員会に、ぜひともここは設置し

てもらいたい、あるいはしていただきたいという指令が出たところから、やっぱり着手するということでございますので、先ほど部長がおっしゃったようによく精査して、佐倉警察署が取り上げていただいて、県警の方に具申していただくような、それが八街から少しでも挙がるようにご努力をお願いしたいと思います。

あわせてもう2カ所ばかりちょっとお聞きをいたします。

まず、9番の沖1830番地の布施理容店というのがあるんですけども、これは県道岩富山田線と市道沖23、35号線の交差するところであります。これ横断歩道があるんですけども、これは俗に、沖分校に通学する子どもが県道を横切るところの道路でございます。フル信号でなくてもいいですから、押ボタン信号で何とか対応をお願いしたいというふうに要望しているところですけども、この見通しはいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今、言われたところにつきましては、先ほど私の方から答弁させていただいたとおり、やはり最終的には、歩行者が待避できる待避所の設置が重点的になってきます。

警視庁の方で出されております信号機設置の指針が出されておまして、この中にも要件といたしましては、待避所または車同士のすれ違いが必要な車幅がとれることとか、あとは、隣接する信号機と信号機の間が150メートル以上離れていると。ここについては今のところ該当しないと思いますが、1番が待避所を作るということが必要となってくるので、やはり地権者の方のご協力をいただきたいというふうに考えております。

○林 政男君

最後にもう1カ所、20番目の山田台399-4番、県道岩富山田台線、市道山田台7号・12号。これ先頃、山田台区の要望書の中にもあるにはあるんですけども、やはり二州小学校、あるいは沖分校の子どもが通学する際、通学路として使用するところの交差点であります。

今、部長がおっしゃったように地権者の要望であったり、道路改良を伴うものとかいろいろなものがあるんですけども、この押しボタン信号、あるいは今、多分あそこはあれがないんですけども、横断歩道もないんですけども、この辺について、20番について、通学路の観点から整備をぜひ進めていただきたいというふうに考えているわけですけども、これについても同じ答えになるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○総務部長（大木俊行君）

大変申し訳ないんですが、先ほど私の方から答弁させていただいたとおりだと思いますが、ここにつきましては、信号機設置についてはなかなか先ほど言ったとおり、待避所の場所とか、あと、信号機を設置する用地の確保等も出てきます。信号機を勝手に建てるわけにはいきませんので、その辺の用地も必要になってきます。

ですので、先ほど言ったとおり、信号機の設置ではない方向で、早急に何かできることがあれば現地の方確認させていただいて対応の方検討させていただきたいというふうに考えております。

○林 政男君

先頃、126号線から沖入口の右折ラインができたことにより、従来よりは県道289号線、岩富山田台線に迂回して来る車が多いように感じます。そして大網方面に向かう車もかなり見受けられます。沖十文字、約1日、1万台の交通量がありますので、それが千葉市方面だけ3千台以上いくかなというふうに解釈をいたしましたら、大網方面、山田台方面にもやっぱり3千台近くいきますので、朝夕大変込みますので、今部長のおっしゃられているように精査していただいて、前向きに捉えていただきたいというふうに考えます。

次に、教育について。小・中学生の学力向上について、お伺いします。

先頃、私たちは機会がございまして、秋田市の教育委員会をお邪魔する機会がございました。全国学力テストの成績で秋田市、秋田県は常に上位の方にいらっしゃいますので、どうして上位の方にいられるのかということで、秋田県、秋田市の教育委員会の方にお聞きをいたしました。

秋田県、秋田市では、予習・復習をやりなさいと言うようなことはほとんどないそうです。もう当たり前というふうに、子どもも、親御さんも、先生も考えているということなので、非常に何ですか、勉強するのも普通のことだというふうに秋田市の教育委員会の方はおっしゃっていました。

しかしながら、そこまで言う過程については、実は秋田県は近隣の県から見て非常に学力が低かったそうです。そこで秋田県、秋田市も含めて教育委員会の先生方も努力されて、どうしたら子どもたちの学力が伸びるんだろうかということで、いろいろな意味で切磋琢磨されたそうでございます。その最中に全国学力テストがありましたので、秋田県としては別に大したことはやっていないというふうに認識していたんですけども、実際に蓋を開けてみたら秋田県がもうかなり上位の方にいるということになりました。

だから、やっぱり上を目指せば、一体となって取り組めば、子どもの学力は向上するというふうに確信をもちましたので、今回の質問をさせていただきます。

小・中学生の学力の向上については、指針になるものが全国学力テスト、あるいは千葉県の標準学力テスト等が参考になるかと思うんですけども、今、八街市におかれている学力のレベルその辺はいかがなっているか、お聞かせをまずお願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学力とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものであります。その1つの尺度として、全国学力学習状況調査や千葉県標準学力検査があります。

八街市では、その趣旨や公表によるメリット・デメリットを考慮し、結果の公表はしておりません。

しかし、結果をもとに考察し、改善を図るための取り組みを継続してまいりましたので、各

種検査、調査の結果の向上が見られた学校も多くあります。その取り組みについて、研修会等で紹介するなどして周知を図ってまいりました。今後も、授業力向上に向けた指導改善が結果としてあらわれるように取り組んでまいります。

また、今年度から教育センター専任の指導主事を1名配置いたしましたので、家庭でも取り組める学習内容例などの公表も含め、今まで以上にきめ細やかに支援を進めてまいりたいと思います。

○林 政男君

答弁ありがとうございます。

ただいま教育長の方から、るる答弁があったんですけども、結果については公表していないということでございますけれども、議員も第三者かもしれませんが、どうして公表していただけないのか。議員も子どもの学力、八街の教育に非常に興味を持っているわけです。そこで、自分たちの市の子どもが、どのようなレベルにあるか、ぜひ知りたいというふうに思うわけですが、この辺、公開にはなかなか、デスクローズするにはなかなか勇気がいると思うんですけども、少なくとも議員レベルぐらいには、今こういう状態ですよというふうに説明をお願いしたいと思います。

かつてはA、B、Cで、例えば市内8校あった小学校だったらA、B、C、D、E、F、Gということで、今の学力はこのぐらいですよというふうな白書をいただいたんですけども、今そういうのもないように思いますけれども。

しかも議員レベルには、何かこう今、八街の状況について客観的に判断する資料は提供していただけないでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

今、ご指摘のことでございますけれども、以前から全国学力学習状況調査及び千葉県標準学力テストは、教師の指導力向上のためを目的ということで私たちは考えております。ですので、一人ひとりの子どもたちの結果について、今のところは公表する予定はございません。

ただ、平成30年度の全国学力学習状況調査の結果につきましては、小学校では全国及び県平均を下回っております。しかし、小学校算数の活用問題や記述の問題について改善が見られ上昇しております。

また、中学校では、課題であります数学そして国語の記述問題の正答を含め、上がってきております。平成31年度の結果についてはまだ出ておりません。

なお、県学力テストにおいては、小学校ですけれども、全部の学年が県平均を上回っているという学年も出てきております。このように、非常に教師の指導力の改善を図っておりますので、県平均を上回る個人、そしてクラスが増えてきた、そういう好結果も付いてきておりますのでお話をさせていただきました。

○林 政男君

今、大変喜ばしいお話がありました。県平均を上回っているところもあるというふうに聞きましたけれども、これ何か教育委員会あるいは教育長として、目標値というのはあるんで

しょうか。

教育委員会では非常に努力されているのは承知しておりますけれども、何かそのスピードが緩やかというか、なかなか見えてこないような、上に上がっているんでしょうけれども、なかなか見えない。その辺のこの目標値とか、教育長なりに、あるいは教育委員会なりとして、何年までに例えば県平均まではいかせて見せるとか、そういう自信とか、あるいは目標値とか、そういうのはございますか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

目標値というのはございませんけれども、ここでいう学力というのは点数、学力というのは先ほど言いましたように、さまざまな観点から学力というのは見なければいけませんけれども、今からお話する学力というのは、全国学力状況調査や県標準学力テストの点数のことになりますけれども、それは、県平均を全て上回るというのが私の目標ではございます。

ただ、そこに至るまでの過程というのが非常に大事でございまして、先ほどから秋田県の話も出ております。予習・復習を自ら取り組む態度とか、学習したことをどうやって自分の中で力として修めていくかという、そういう習慣が非常に大事かと思いますが、その過程を大事にしつつ、最終的には、先ほど言いました点数においては県平均を超えたいなと私は思っております。

○林 政男君

意気込みは十分感じさせていただきました。

やはりこれは、私はこの教育というのは総合力、先生だけでもいけないし、家庭の力も大事だし、本人の力も大事だし、また地域の力も必要だというふうに認識しておりますけれども、この議会で、教育センターの問題がかなり取り上げられておりましたけれども、やっぱり教育センターの充実がその一助になる、学力向上の一助になるんじゃないかというふうに私は認識しているんですけれども、教育長の認識はいかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったそのとおりでございます。私も総合的な学力を上げるための手だてとして教育センターが必要だという認識の下、教育センターの充実を目指しているところでございます。

○林 政男君

今回、指導主事とか、予算が今年度に付いてない。これ市長ですね、八街市の置かれている今の学力の状態から言うと、今お聞きのとおり、千葉県平均いかないということは大変残念なふうに思っているわけです。その1つの手段として教育センターの充実が、私は一番近い例だというふうに認識しているんです。教育センターの充実が一番だというふうに認識しております。

それには、今回予算がかなり増えましたけれども、来年度は、思いきって倍増するぐらいの

意気込みで、教育センター、これ一人で教育長というよりも、市長の教育にかける意気込みだというふうに認識するわけですがけれども、倍増するぐらいの、後ろに財政参事がおりますけれども、厳しい参事がおりますけれども、市長、これ何とか教育センターの予算を倍増するぐらいの意気込みじゃないと、この八街市は常に千葉県平均から下ということで、なんか非常に残念に思っているんですけども、市長としても思いきって教育センターを充実させるというようなご答弁をいただけないでしょうか。

○市長（北村新司君）

常日頃、「八街市の子どもたちは宝だ」というふうに私は公言しておりまして、子どもたちの学習環境改善、これは私の大きな願いでもありますし、それは各議員の願いでもあろうかと思っております。

今、教育センターに対する林議員の思いが私に伝わりました。私もしっかりとそのことを踏まえました中で、来年度の予算編成の中で教育センターは大変大事な取り組みであろうかと思っております。教育委員会としっかり協議しながら、さらなる充実のための努力をしてまいります。

○林 政男君

ありがとうございます。

予算が倍増するのではないかというふうな、そういうふうに関心はありましたけれども、同じ思いですから大丈夫だと思います。

次に、中学校卒業後の子どもたちの現況把握はどのようにされているかという質問をしているんですけども、これは何か最近事例とそぐわないかもしれないんですけども、高校進学、あるいは社会に出てから、結構ドロップする子どもたちが多かったというふうに一時期あったようですけれども、現在はその辺は大分解消されてきたようにお聞きしておりますけれども、現況把握はどのようにやっておりますか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

文部科学省による平成29年度「児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によれば、千葉県の高校生の長欠率は3.14パーセント。中退率は1.29パーセントと、ともに年々減少傾向にあります。

その傾向は、文部科学省の推進する小・中学校キャリア教育の推進や、千葉県教育委員会の千葉県立学校改革推進プランの実施、通信制高校やサポート校の増加などの成果であると考えております。

教育委員会といたしましては、中学校卒業時において、卒業生全員の進学先、就職先等について把握し、例年、生徒指導連絡協議会等を通じて、中・高生徒指導の情報交換を行っておりますが、中学校卒業後の経年にわたる調査については行っておりません。

今後も、千葉県内における高校生の長欠率、中退率等のデータを注視しながら、義務教育段階における職業体験学習、上級学校調べなどのキャリア教育、各教科や道德教育を通じた生

き方指導の充実を図ってまいります。

○林 政男君

なぜ、このような質問をするかと言うと、先頃、農水次官の方のご息子が手折られるというか、事故がございましたけれども、よく情報を聞いてみますと、高校に進学して、そこで中退されて、それからずっとひきこもりだったという。

現在、そのひきこもりというのがかなりお家にいらっしゃるというか、いて、パソコンと向かい合っている。あるいはそういう方が多いというふうに認識しておりますけれども、その辺ですね、教育長、これはこれで終わりにしますけれども、ひきこもりは非常に増えているんじゃないかというふうに認識しているんですけども、これをちょっとドロップした子どもたちが、やっぱりいろいろな理由があるんでしょうけれども、ひきこもりに入っているかなというふうに思うんですけども、教育長はどのように、先ほどの事件も含めてはですね、どのように中退している子どもたちのことを考えていらっしゃいますか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

私は、八街市教育委員会、そして私は義務教育の子どもたちの中での部分の把握なんです、今の議員のご質問はそれを超えた全体、高校生も含めた全体の中のひきこもりというふうに、意見はどうかというふうにだと私は判断いたしましたので、その部分でお答えいたしますと。

私としては、先般、京増議員にもお答えいたしましたように、ひきこもりにはさまざまな要件がございます。学校教育のみならず、医学的な見地、社会学的な見地、社会福祉的な見地、さまざまな見地からひきこもりというのを対応していかなければいけないと思ってございます。

そういうわけで、教育委員会といたしましては、先ほども以前、京増議員にもお答えしましたように、ひきこもりよりも不登校。不登校がひきこもりにつながるイコールではありません。同一線上ではないと私は判断しておりますけれども、不登校がひきこもりにつながるように、学校教育の中でそれぞれの人としての価値を、それぞれの子どもたちが見出すという教育に力を入れていきたいなと思ってございます。

○林 政男君

ありがとうございました。

続いて、3番の街づくりについて、お伺いします。

北口駅前にホテルを誘致してはどうかということでございます。ご案内のとおり、あその土地は当時坪50万円で取得した土地でございまして、6反部で9億円、原価で9億円の土地であります。その後の金利いろいろ含めると12億円近くにも達しているかというふうに思います。

土地利用計画については、今回の議会でも総務部長あるいは市長から、今、検討に立ち上げているというふうに認識しておりますけれども、全国の会議、あるいはいろいろな会議をやるときに、駅前にホテルがないというのは大変さびしい、あるいは利用勝手が非常に悪いこ

とでございます。

このホテルを誘致するには、私の思いですけれども、ホテルを誘致するにはやっぱりインセンティブがないと、なかなか今の企業の方は進出してこない。八街に進出するには、どういうメリットがありますかと聞かれるんですね。そのときに例えば、桜田議員もおっしゃっていましたが、60年間云々の話もありましたけれども、固定資産を減免する、あるいは市役所が優先的に利用する。あるいは統治交換で、市役所がその何フロアかを取得して、そこを市民のためにいろいろな意味で活用していくと。いろいろな方法があると思うんですけども、いずれにしても企業に進出していただくには、やはりそういうインセンティブがないと、なかなか今の企業は出てこないのではないかというふうに認識しておりますけれども、その辺いかがお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅北口の市有地の利用につきましては、桜田秀雄員に答弁しましたとおり、有効利用の方向性を決定するための前段階として、平成28年度に立ち上げました公共核施設有効活用検討会、その後、平成29年度に立ち上げました八街駅北口の市有地利用検討委員会で、有効活用について検討してまいりましたが、事務を具体的に進めるためには、有効活用を推進する部署の新設が必要との結論に至ったことから、市有地などの有効利用を検討する専門部署として、本年4月に総務部総務課に資産経営室を設置し、周辺自治体の有効活用の方法などについて調査をしているところでございます。

今後、ご質問にあるホテル誘致などの意見を踏まえて、八街駅北口の市有地を最も有効に活用するよう検討、努力してまいります。

○林 政男君

ありがとうございます。

平成28年から進めて、平成29年、そして今年の4月から対応する部署、これは何人体制で、どういう組織になっているかをお聞かせください。

○総務部長（大木俊行君）

資産経営室につきましては、総務課内にございまして、現在3名であります。1名が建築士、残りの2名が行政職ということになっております。

○林 政男君

佐倉市も同じような資産の運営を図っている部署がございしますが、そこは全体に幼稚園、保育園、あるいは市の所有している土地にいろいろ全て網羅しているんです。これはこの北口専従チームというふうに考えてよろしいんですか。それとも全体を見られているチームなんですか。

○総務部長（大木俊行君）

この資産経営室につきましては、この北口だけではなく、市内の市有地全てのことを管理していこうというふうに考えております。

○林 政男君

北口のこの何というか指針というか、インセンティブとか、そういうものの結論はいつ頃出るんですか。例えば、八街市にぜひ進出したいという企業のと看に、八街市はどのような条件ですかと聞かれたときに、今の現状では答えられないんですけれども、何かしら八街市として、公募にしても、プロポーザルにしても、八街市自身がこのような条件で進出していただけますかというのもあるし、このような条件がありますけれどもどうでしょうかというのもあると思うんですよね。それを示していただきたいと思うんですけれども、そういうのを示す用意はありますか。

○総務部長（大木俊行君）

北口市有地につきましては、この利用方法を現在調査、研究しておるところでございます、有効な活用を検討するにあたっては、市内や外部有識者等の検討委員会等の設置、または市民や市民ワークショップであったり、アンケート、事業者とのヒアリング等の実施が考えられると思っております。

これによりまして、市民の方々や有識者または事業者の方々のご意見を聞いていって、どういう形がよろしいのかという形を進めていきたいというふうに考えております。

また、ご質問にありますように、ホテル等につきましても、この中で一緒に検討させていただきたいと。

また、八街市の企業立地促進助成金制度というものが、平成28年4月から執行しております、この中でも宿泊施設等についても、例えば、固定資産評価額のこれに相当する額を事業開始から3年間、補助しようというものがございますので、これに合わせて、そのほかの優遇措置等、制度につきましては、他市町村の事例等研究させていただきたいというふうに考えております。

○林 政男君

早急をお願いをいたします。

当該用地については、当初は公共核施設、財政課と教育委員会が行ったり来たりして、こう定まらなかったんですけれども、今回はっきり総務が仕切ってやるということですので、期待をしておりますので、ぜひ、いろいろな意味で前向きに進めていただきたいと思います。

次に、快速の増発を図るということで、これはご案内のとおり、ホテルもそうなんですけれども、人口減少対策の中で、やはり市民アンケートの中で、道路の次に交通体系の中で、通勤・通学に不便というところがあるんですね。これを解消していくには、正式な快速電車、いわゆる15両編成を乗り入れさせないといかないと輸送力の増強につながらないというふうに考えます。

現に今、帰宅時間に八街駅、あるいは成東まで乗り入れる快速電車はないわけです。登りの電車の7時19分発にしても、佐倉駅で増両して、9両で行って、6両足して、15両編成で東京駅に乗り入れるということで、非常に不便な思いをしております。市が何もしていないということではないんですけれども、努力をしているのは知っておりますけれども、もっ

と努力の精度をあるいはスピードを上げてもらいたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

少子高齢化や人口減少の進展、地域経済やコミュニティの衰退が懸念される中で、これからの街づくりの視点といたしましては、鉄道などの公共交通機関の充実が不可欠であると考えております。

特に千葉市や都内への通勤・通学の交通手段でございます鉄道の利便性向上は重要であるため、普通列車や快速列車の増便を含む鉄道に関する要望につきましては、千葉県及び関係市町村で組織いたします「千葉県ＪＲ線複線化等促進期成同盟」や山武市、酒々井町及び本市の２市１町で組織いたします「総武本線成東・佐倉間快速電車増発推進協議会」におきまして、国やＪＲに対し、継続的に要望活動を実施しているところでございます。

総武本線の利便性向上につきましては、１団体の活動だけではなく、地域が一体となった取り組み、働きかけが重要であることから、昨年度も、ＪＲ東京本社、ＪＲ千葉支社、国土交通省に対しまして、快速列車の増発をはじめとする要望書を提出したところでございます。

なお、昨年度、「総武本線成東・佐倉間快速電車増発推進協議会」での要望に対しまして、ＪＲの回答は、「人口減少等により、利用者は減少傾向が続いており、利用者に対し十分な輸送体制を取っていることから、現時点では、快速列車の増発等は難しい」との回答がございました。

しかしながら、鉄道の利便性向上は、本市の街づくりの重要な要素でございますので、引き続き関係団体等と連携を図りながら、快速列車の増発を含めたＪＲ総武本線の利便性向上に向けた要望活動を粘り強く行ってまいりたいと考えております。

○林 政男君

先頃、富里の市長さんとお話しする機会がございました。「富里は、鉄道は１００年の悲願ですね」というふうに申し上げましたら、「そうじゃないよと。百何十年の、それほど富里市としては鉄道が欲しい、あるいは通してもらいたい」というふうにおっしゃっていました。

八街は、幸いにも総武本線が通っていて、非常に恵まれた地域だというふうに認識をいたします。今、市長が言われたように、粘り強くやっていただくということでございますけれども、特に私が重要視しているのは、山武市、八街市、酒々井町のこの会議ですね。こちらの方を密にさせていただいて、ぜひとも成東始発３００メートルトラック、これが実現できるように、何としても話を進めていただきたいというふうに認識をするのですけれども、松下市長あるいは小坂町長ですね、市長も旧知の間柄ですから、話はしやすいと思いますから、今おっしゃったように広域で３自治体、力を合わせて、何とかこの快速電車の増発、あるいは１５両正規の快速１５両編成が乗り入れられるように、引き続き努力をお願いしたいと思います。今一度、担当課の決意をお聞きしたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

ただいま市長から答弁させていただきましたが、増便等につきましては、1団体で行えるものではないです。千葉県や関係団体と組織いたします「千葉県JR線複線化等促進期成同盟」においては、昨年9月7日にJR東日本東京支社に要望書を提出しております。

また、11月16日は、JR東日本千葉支社の方にも要望書を提出していると。さらに今年の1月23日には、JR東日本東京本社に対しましても要望書の提出を行ったところがございます。

また、「総武本線成東・佐倉間快速電車増発推進協議会」、これ先ほど、議員さん言われたところですね。この協議会の構成につきましては、山武市長、酒々井町町長から北村市長のほか、山本千葉県議会議員及び山武市選出の小野崎千葉県議会議員の出席の下、JR東日本千葉支社に対しまして、2月4日に要望書の提出を行ったところがございます。

ご質問のとおり、鉄道の利便性向上につきましては、地域一体となった取り組みが必要であるというふうに考えておりますので、引き続き関係団体と合わせまして要望書の方を提出していきたいというふうに思っております。

○林 政男君

引き続き努力をお願いします。

最後に、成田空港までのアクセスの問題について、質問させていただきます。

成田空港、年間3千500万人、これから第3滑走路ができるとさらに乗降客が増えるというふうに言われております。インバンドも含めて成田空港を利用する方は非常に多いわけですが、残念ながら今の時点では、八街は素通り状態、あるいは八街方面に足を伸ばしていただけないというのが実情ではないかというふうに認識しております。

そこで、八街市がこれから税収を上げていくためには、いかにしてこの成田空港との結び付きを強めるか。市長も成田空港の促進協議会にも入っておられますけれども、やっぱり倉庫事業、観光事業、あるいは商業を含めて、成田空港のお客さん、あるいは成田空港の貨物も含めて、その辺を活用していかないと、明日の八街はないんじゃないかというぐらいに私は思っております。やっぱり税収を上げていかなければ、やっぱり福祉も行き届きませんので、その辺この成田空港の活用は大変大事だと思います。

その一環として、やっぱりアクセスが今のところ不便というか、不自由のように感じますけれども、この辺どのような認識をされておりますか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

成田空港の機能拡大とともに、首都圏と成田空港のアクセスは大きく改善されております。一方、本市を含む成田空港に近接する地域は、成田空港へのアクセスが十分に改善されていない状況でございます。このことから、本市が加入しております成田国際空港騒音対策委員会富里地区部会におきまして、昨年度も富里市との協議を行いまして、成田国際空港騒音対策委員会におきまして、3点、3つの要望を行いました。

1点目でございますけれども、地域振興策についてであり、農業振興については多くの特産

品を有している当地域においても大変重要な課題であり、それら農産物のさらなる販路拡大や、農業従事者の確保等を含めた生産体制の強化についても、より具体的な協議、検討を進めていただきたく、今後とも情報共有も含め、積極的な支援・協力を要望いたしました。

また、企業誘致につきましても推進していきたいと考えておりますが、土地利用について多くの個別規制法が存在していることから、十分な誘致活動まで至っていない状況にありますので、企業との橋渡し、手続や相談の段階での支援と柔軟な対応等を引き続き要望いたしました。

次に2点目でございますけれども、公共交通の充実についてでございます。

成田空港と首都圏のアクセスが大きく改善されまして、成田空港利用者にとっての首都圏へのアクセスは非常に充実しているものと感じております。一方、富里市及び八街市は成田空港に近接している地域でありながら、空港へのアクセスが非常に不便なものとなっております。

公共交通の充実は、成田空港の機能強化に伴う広域的な地域振興策の1つとして重要なテーマでありまして、また、空港の機能強化により、空港関連企業の雇用増加が見込まれる一方で、空港内の駐車場不足も深刻化していると伺っております。雇用の確保と同時に、従業員の通勤しやすい公共交通体系についても、早急な検討が必要と感じますので、国、成田国際空港株式会社におかれましても、積極的に参画いただき、成田空港が近隣住民や空港勤務者にとって、より身近でアクセスしやすい空港となるよう、交通ネットワークの計画の提案、支援など、具体的な議論を進めるよう要望いたしました。

そして、3点目でございます。道路網の整備についてでございます。

当地域においても、東関東自動車道酒々井インターチェンジの開通や首都圏中央連絡自動車道の延伸等によりまして、主に物流輸送に関連する交通量や経路が大きく変化しておりまして、国県道を中心に慢性的な交通渋滞が随所で発生しております。このような状況下におきまして、成田空港のさらなる機能強化が進展されれば、各市町の交通渋滞はさらに増大することが容易に想像されますので、早急な対応を要望いたしました。

また、機能強化の効果を空港周辺地域全体にくまなく波及するためには、成田空港を中心とした広域的で、地域の一体性、周遊性を勘案した新たな道路計画が、大変重要になってくると考えていることから、成田空港とともに、周辺地域がより活性化していくため、渋滞緩和に向けた空港へのアクセス道路の整備に加えまして、より広域的な道路ネットワークの整備についても、早急な対応を要望したところでございます。

○林 政男君

特に今の3番目、すばらしいですね。ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

地域振興策については、私の聞いている話だと、JALの担当部長が八街産ジンジャーエールをぜひ何らかの形で使いたいというふうに聞いて、話をぜひお聞きしたいというふうに、JALの担当部長は言ったそうですので、それも1つ八街の農産物の振興になるのではないかと思います。

最後に、道路問題ですけれども、山田インターのフルインター化を北村市長にお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○市長（北村新司君）

今、林議員から大変ありがたい生姜ジンジャーエールの話が出ました。実は柏高島屋ギフトで八街の生姜ジンジャーエールをふるさとギフトのトップに、お中元のトップに紹介していただきました。これは画期的なことをごさいますて、かの有名な高島屋さんが八街の生姜ジンジャーエールをトップに掲載していただきまして、こうした形で企業さんの努力でありますけれども、本当にありがたく思っておりますので、議会の皆さんにご紹介いたします。

○林 政男君

それを受けて、八街ジンジャーエールのエンブレムというか、その表紙を作ってくれた方が東京のデザイン会社の女性の方ですけれども、八街産の生姜ジンジャーエールが千葉県物産でも非常に評価が高いということで、どこに行っても八街ジンジャーエールのデザインをした方ですねと言われて、大変誇らしいということをおっしゃっていましたので、それも付け加えさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時11分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を許します。

○小澤孝延君

やちまた21の小澤孝延です。

早速、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

質問事項の1、人材育成について。

これは2015年に国連サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」通称SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、一過性の解決ではない持続可能な地域を作っていく上で、幼少期への関わりや中・高生を中心とした若者が地域課題に対して、どのように主体的に関わり、課題を解決していくのか等、シビックプライドの醸成を含め、次代を担う人材育成と企業や大学等との連携のあり方について、伺います。

要旨の(1)「幼小中高連携教育」について。

①当市では平成9年度より、全国に先駆けて「幼小中高連携教育」に取り組んできました。

「学校改善」、「継続指導」、「家庭や地域との連携」を3本柱として、それぞれ連携しながら「生きる力」の育成を目指してきました。過去には行政視察等も多く受け入れたとも聞いております。そこで、「幼小中高連携教育」における本年度の具体的な計画について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

2年前に始まった本市の「幼小中高連携教育」は、現在の八街の教育の根幹をなしているものであります。その柱となっているのが「学校改善」、「共通6項目継続指導」、「家庭や地域との連携」の3つです。

社会の変遷とともに、変わる子どもたちや家庭、地域の実態に合わせ改善を繰り返しながら、発展的に取り組みが継続されております。

特に、昨年度からは、小・中の学校間及び接続している幼稚園・保育園・高等学校との学習連携に力を入れ、各学校区の実態に合わせて取り組んでおります。

○小澤孝延君

ただいま学習連携に重点ということですが、どのような連携を図っているのか、ちょっと詳細について、お伺いできればと。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

ご存じのように、「幼小中高連携教育」は、生徒指導の問題の解決から始まりました。落ちついた学習状況を取り戻すという、そういうスタートから始めました。その目的はある程度達成できました。今や落ちついて小・中学校の学習が進められております。そこで、その生徒指導から進めていた生徒指導を学習連携に力を入れようとするものです。

その学習連携というのはどういうものかと申しますと、接続校、小・中・高というその間で、お互いに教師同士が教育課程を理解し合って、効率的、また、深い学習に取り組ませようというものでございます。小・中で同じような課題に取り組んでいる部分では非常に多くありますので、そこをお互いの教員が理解した上で、学習を進めていけば効率的な学習が展開できるのではないかなと、そういう取り組みがその学習連携の1つでございます。

それ以外にも、特に中・高の方で力を入れておるわけですが、高校側さんから、今の八街市の中学校の現状として、こういう部分がちょっと学習で不足しているかもしれません。こういう部分は非常に伸びているので、なお一層伸ばしてくださいという意見交換。そして中・高で授業参観等繰り返しながらやっておりますが、全て学習連携ということで学力向上に向けての取り組みでございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

ぜひ、密に連携を図りながら切れ間ない教育といたしますか、人材育成に努めていただければと思います。

続いて②番ですが、「幼小中高連携教育」の三本柱の先ほどありました「学校改善」、「継続の指導」、「家庭や地域との連携」に取り組んできましたが、その成果についてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

連携教育の柱は①で答弁したとおりですが、連携事業を推進するにあたり、目標としているのは、幼稚園から高等学校までの子どもの教育において、「人との関わりをより多くするための授業形態の変革」、「共通6項目の徹底指導」を学校種の枠を超えて実践していくことです。

その成果は、数値であらわすことは困難ですが、新学習指導要領がねらっている「主体的、対話的で深い学び」は、本市の各中学校区で以前から実施されている「人との関わり」を中心に据えた連携活動そのものであり、このことについては、確たる基盤が作られていることが長年の成果であると考えております。

また、児童・生徒の問題行動やその未然防止に対して、学校種を越えて結束して生活指導に取り組んできた結果、市内の問題行動が大幅に減少していることは、連携教育の大きな成果であると考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

なかなか数値化はできないということではありますが、しっかりとした成果が見えてきているということですので、非常にうれしく思っております。

こちらを踏まえて③番目、「幼小中高連携教育」の成果を踏まえて、人材育成の新たな構想や取り組みについてありましたら、お伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

連携教育で成果を上げていかななくてはならないのは、「学力向上」と「長欠児童生徒の減少」です。これについては、今後も実践してまいります。

しかし、急速に変化する世の中に対応していくためには、新たな取り組みも必要と考えております。現在、教育委員会では、「近い将来、八街市を支える人材づくり」をどのようにしていけばいいのかという観点から、企業や大学などの人材育成のノウハウの活用を考えております。

○小澤孝延君

今の答弁の中で、「近い将来、八街市を支える人材づくり」ということでしたが、教育委員会として、どのような人材像といたしますか、イメージをされているのか、お伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

近い将来、今、内閣府等で指摘されておりますソサエティ5.0と申しますけれども、そういう新しい世の中で生きることができる子どもたちを育成するというのを主眼に置いて、これから頑張っていこうと思っております。

そのイメージというのは、近い将来、10年、20年先ではなく、5年、6年後の子どもたちが一旦八街市を出て、そして学んで来て、また八街市に戻って来て、八街市を支えてくれる。八街市づくりを支えてくれる人材づくりということを私たちはイメージをして新しい取り組みを行おうとしておるところでございます。

○小澤孝延君

まさに教育を通じた地方創生ということを目指していく中で、その中では企業や大学等との連携は不可欠と考えられますので、これら企業、大学など、どのような連携を今検討されていらっしゃるのか、また、既に連携が進んでいる状況等があれば、お伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁をいたします。

現在、NTT東千葉支社さんの全面協力の下、教育という切り口から八街市を将来支える人材づくりを目指しているところでございます。これは大きな実証実験として動き出しているものでございます。ICT教育の支援、グローバル人材づくりなど、民間企業さんの得意とする部分での意見交換、分析、そして共同推進をしているところでございます。

今後は、大学の人材育成のノウハウも取り入れていきたいなと思っておりますので、企業、大学合わせたノウハウを八街市教育委員会としては積極的に取り入れていきたいなと思っております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

すみません、実証実験ということですが、ちょっと費用的には、八街市が負担するものはほとんどない、共同で実験を進めていくということによろしかったでしょうかね。

○教育長（加曾利佳信君）

それは現在NTT東千葉さんと交渉しておりますが、こちらからの持ち出しはないという前提の下で進めてございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

企業からの連携が向こうから来ていただくというのは、なかなかない事例だと思いますから、ぜひ、この機会をしっかりと今後の八街市の人材育成に活かしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、要旨の2番目、若者の社会参画について、お伺いをいたします。

当市では、育て八街っ子推進事業により、毎年1月に市内小・中学校並びに高等学校、高校生の各校を代表して選出された議員による「八街っ子夢議会」が開催されております。千葉県内では、千葉市やいすみ市、成田市をはじめ、12市で実施をされており、未来を担う子

たちが、地域や将来について考え、議会への認識と市政への理解と関心を高める大変貴重な取り組みであると評価はしています。

各議員からは、日常の地域生活の中から課題をどのように解決し、住みよい町にするためにはどうしたらよいか等、物事を真つすぐ捉えた質問にはいつも感心をしています。そこで、各学校での目的や議員の選出を含めた取り組みの状況について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

「八街っ子夢議会」では、八街市総合計画の8つの目標に照らし、各小学校で1つずつの目標について、各中学校では2つずつの目標についてテーマを定めております。そして、児童会や生徒会が中心となって、生徒総会や学級会などで、全児童・生徒からテーマに関する身近な市に対する質問や疑問点などを吸い上げ、それをまとめて学校教育課に提出しております。

各校の議員については、生徒会や児童会から学校代表として選出しております。

○小澤孝延君

この「八街っ子夢議会」の開催後、選出された議員をはじめ、他の生徒へのフィードバック等は、どのようにされているのか、お伺いをいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

「八街っ子夢議会」終了後の児童・生徒へのフィードバックについては、各学校でさまざまですが、校内放送などで伝達をしたり、6年生の社会科の学習や、中学校の公民の学習で活用したりしています。

また、昨年度より、議会の内容を画像や映像を使い、プレゼン資料にまとめて各学校へ配布しております。それを活用して、全校集会などで議会の内容を説明する学校もございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

なかなか、議場に來られない生徒については、その状況について把握することができませんので、ぜひ、そういったさまざまな媒体を使ってそちらが伝わるよう、フィードバックできるように引き続きお願いをできればと思っています。

続いて、この「八街っ子夢議会」の開催を継続している中で、その成果について前向きに検討された、または実現された政策等があればお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

質問のあった事項については、各課でしっかりと検討していただいているところですが、質問が形となった直近の例といたしましては、昨年度の「八街っ子夢議会」にて代表質問13、交進小学校、栗原議員が「スポーツプラザのブランコ等の遊具設置」について質問したことをきっかけに、昨年度中に新しいブランコが設置されました。今後も、未来を担う子どもたちが参加をする「八街っ子夢議会」の議案を大切にしていきたいと思います。

○小澤孝延君

すばらしいですね。思いが形になっていく、ぜひ、そういうプロセスをこれからも重ねていただければと思います。

こちらを踏まえて、次の質問にいけますが、この「八街っ子夢議会」において、昨年までの実績を踏まえて、今後の課題といたしますか、あればお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

最近の課題として「質問の集約の仕方」、「開催時期」の2点がありました。「質問の集約の仕方」については、先ほどの答弁でお答えしましたように、八街市総合計画に基づいて質問を考えてもらうようにしたことで、質問を整理し、市政に合った質問ができるようになりました。

開催時期については、インフルエンザの流行、学校行事との兼ね合い等、まだ検討が必要な案件となっております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

続いて、④番目の質問にいけますが、八街ふれあい夏まつりや八街市産業まつり、落花生まつりもそうですが、これから開催を予定している小出義雄杯八街落花生マラソン等の開催にあたり、それぞれ実行委員会が組織され検討を重ねられておりますが、そのメンバーには中・高生といった若者の代表は参加をされているのか。

また、各種計画策定や協議会、パブリックコメント等を含めて、市政にその提案が反映される仕組みがあるのか。当市においての中・高生等の社会参加の現状と課題について、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

中学生や高校生などの若い世代が将来に向けて夢をもち、八街市に住んでよかったと喜びと実感を抱き、そしてふるさととしての誇りと愛着を持てるよう、街づくりを進めているところでございます。

このことから、本市では、市民の声を市政に反映させるため、平成29年7月から市の総合計画をはじめ、基本的な計画の策定にあたりましては、計画等の案を公表して、市民等から意見を公募するパブリックコメント手続、また、市民等の自由な発想や知識等を街づくりに活かし、市民が主体的に街づくりに取り組むことを目的として、八街市市民政策提案制度を創設しております。いずれの制度も、市内在住の児童・生徒や市内の学校に通う学生であれば、活用いただける制度としております。

現在、ふれあい夏まつり、産業まつりなどの実行委員会は、関係団体等で構成しておりますが、中・高生や若い世代の代表等を実行委員会のメンバーとしておりませんが、中学生や高校生などの若い世代の街づくりへの参加は、郷土愛を育み、人材育成や地域の活性化にもつ

ながるものでございますので、機会を捉え、街づくりへの児童・生徒の参加機会を検討してまいります。

○小澤孝延君

ぜひ、前向きに進めていただければと思いますが、今、パブコメですとか、市民政策提案制度等があるということですが、これへの取り組みへの参画要件等は、どこかに規程がされていて、例えば、市民にわかりやすく示されていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

パブリックコメントでしたり、市民政策提案制度につきましては、これ特に年齢制限等はありませんでして、内容等につきましては、ホームページ等に載せております。

○小澤孝延君

なかなか、参加要件に年齢の制約はないということでしたが、市民という定義が中・高生をはじめ、小学生もそうなんです、小・中・高生がしっかりと市民の対象になっているという、お互いの共通認識があるのかどうかというのは、ちょっとわからないんですが、なかなかパブリックコメントの中でも、そういった意見が反映されていないような状況が見受けられますが、このあたりを踏まえて、積極的に意見を取り入れていくということをこれから何か取り組みを、こういう取り組みをしていこうみたいなことがあれば、お伺いをしたいのですが。

○総務部長（大木俊行君）

これからの子どもたちの意見等の聴取の方法につきましては、さまざまな機会、方法等がございます。パブリックコメントの受付や市民政策提案制度につきまして申し上げますと、パブリックコメントを実施する際は、市のホームページ、広報やちまた等によりましてお知らせをして、意見の募集期間を30日以上期間を設けるとしております。

また、制度の実施にあたりましては、広く市民の方々に周知することが重要でありますので、実施内容等に応じたさまざまな周知方法に努めて、子どもたちの意見、発想を尊重しまして、子どもたちの社会参加を図れるように取り組んでいきたいと思っております。

また、今、なかなかわかりづらいところがあるというようなご意見もございましたので、これについても改善をさせていただきたいというふうに考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

ぜひ、何かしらの取り組みをしていただければと思います。

再度、ちょっと質問なんです、中学生では「公民」の授業、高校では2022年から始める新学習要領で現代社会に変わって、「公共」という授業が始まります。これは、中・高生たちが「自立した主体として社会づくりに参画」する上で、主体的、対話的で深い学びが求められます。アクティブラーニングやフィールドワーク等が活用の有効かと考えますが、教育委員会や教育現場でのこれら導入にあたっての課題や展望について、あればお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

先ほど、答弁しましたように、八街市の「幼小中高連携教育」は「八街っ子夢議会」を通して児童・生徒の社会参加に取り組んでおるところでございます。

また、これからの八街市を支える人材を作るための施策として教育委員会では、先ほどこれもお話ししましたが、大学や民間企業の人材育成のノウハウを活用し、自分たちの地域への興味、関心をもち、社会参加ができるよう、人材づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

どんどん学習指導要領が変わっていく、新たなスキルを求められていく先生たちは非常に学び続ける姿勢が大変だと思いますが、先ほど来から話題にも上っておりますが、八街市の教育センターの役割の中にも、きっと新たな学習を始めるにあたって、先生たちへのスーパーバイズといいますか、そういった指導等についても非常に有効な機能と考えますので、教育センターの充実についても切にお願いをするところであります。

昨年度、⑤番目の質問になりますが、会派やちまた21にて行政視察をさせていただいた愛知県の新城市では、平成27年4月より「新城市若者条例」並びに「新城市若者議会条例」に基づき、若者が活躍できる町にするため、若者を取り巻くさまざまな問題を考え、話し合うとともに、若者の力を活かす街づくり政策の検討がされ、約1千万円の予算提案権をもち、予算の使い道を若者自ら考え、政策立案し、それを市長に答申、市議会の承認を得て、市の事業として実施される「若者議会」が開催されています。

新城に対するさまざまな意見、思いを持つ、概ね16歳から、概ね29歳までの若者同士、新城地域について語り合いながら「新城のこれから」について、若者の視点で考えるプラットフォームが整えられていました。

そこで、当市においても、若者からの提案を取り入れられる若者議会のようなプラットフォームを検討できないのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問でございます「若者議会」等の若者の力を活かす街づくりは、先ほど答弁させていただきました「若い世代が将来に向けて夢をもち、八街に住んでよかったと、喜びと実感を抱き、そしてふるさととしての誇りと愛着をもてる街づくりを進めていく」という私の考えと趣旨を同じにするものであると思われま。

現在、若い世代の意見を直接お伺いするため、新成人代表者との懇談会を毎年実施しており、直接、市の行政運営に対するご意見を頂戴しているところでございますが、「若者議会」のような、プラットフォームな構築は予定しておりません。

しかしながら、これからの街づくりには、若い世代や高齢者の方々まで、全ての方々の自由

な発想、知識、技術、経験を活かし、市民が主体的な街づくりに取り組むことが重要と考えますので、新成人との懇談会、八街っ子夢議会、パブリックコメント手続、八街市市民政策提案制度など、さまざまな機会を捉え、若者の柔軟な発想や行動を市政運営に活用できるよう、取り組んでまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

最後に、市政運営に活用できるように取り組むということでありましたが、何か具体的なイメージといたしますか、取り組みや体制づくりはどのように考えられているのかお伺いをいたします。

○総務部長（大木俊行君）

先ほどのご質問にもございましたが、本市では現在、市内の小学生、中学生、高校生が参加する八街っ子夢議会を実施しております。子どもたちならではの意見等を拝聴しているところでございます。今後は、この子どもたちからいただいた、子どもたちが地域の一員として意識醸成が図られるように、伺った意見がどのように市の施策に反映されたのか、進捗状況についてフィードバックできる仕組みづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

ぜひ夢議会についても、議場で質問したこと、提案したことがその後どのようなようになったのかというあたりがうまく子どもたちにも伝わっていない、できないということであったとしても、市執行部として真摯に検討されて、でも、だめだったよということをお伝えしていくということが非常に大事ではないかなと思っておりますので、実施できるということが、思いを実現できるということがまさに理想なんでしょうけれども、そうではないということがあっても、そこについてはしっかりと対応しているんだという姿勢も示し続けていただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

続いて、質問事項の2番目、子育て支援についてお伺いいたします。

要旨（1）保育園及び幼稚園、また認定こども園について。全国的な少子化問題が深刻化する中でも、多くの市町村では保育園の待機児童の問題はなかなか解決に至っていないという現状があります。子を産み、育てながら、なおかつ働く母親を支える体制づくりは、生産人口を少しでも増やしていくこと、これは、持続可能な地域を目指していくには欠かすことができない課題であるとも考えます。

そこで幾つか質問をさせていただきます。

①当市においては、近年、待機児童の解消に向け、小規模保育事業所等の整備等に支援をしておりますが、今年度当初の市立、私立保育園における定員と現員、または待機児童等の状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市立、私立保育園の定員・待機児童数等につきましては、まず、市立保育園から申し上げますと0歳児が定員29人、園児数27人、待機児童3人、1歳児が定員73人、園児数72人、待機児童8人、2歳児が定員108人、園児数103人、待機児童7人、3歳児が定員154人、園児数149人、待機児童1人、4歳児が定員200人、園児数165人、待機児童1人、5歳児が定員206人、園児数170人、待機児童はおりません。

次に、私立保育園でございますが、0歳児が定員33人、園児数19人、待機児童0人、1歳児が定員47人、園児数41人、待機児童0人、2歳児が定員56人、園児数50人、待機児童2人、3歳児が定員46人、園児数47人、待機児童0人、4歳児が定員44人、園児数42人、待機児童0人、5歳児が定員44人、園児数40人、待機児童0人となっております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

こちらの入園希望や決定、定員の調整のプロセスについては、どのような手順や体制、判断基準で行われているのかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

入園希望と定員の調整でございますが、まず、年度当初について市立・私立問わず、各園年齢ごとに定員が決まっていますので、現在、在園している園児がそのまま1歳繰り上がった人数と年齢ごとの定員との差が受入可能人数となります。

例を申し上げますと、現在、0歳児の定員が6人、1歳児の定員が12人、2歳児の定員が21人の保育園で、在園児が定員まで在籍している場合、次年度における受入可能人数は、0歳児は全員が1歳児となりますので6人、1歳児は0歳児の6人が繰り上がりますので、定員12人との差で6人、2歳児につきましては、同じく1歳児の12人が繰り上がりますので、定員21人との差の9人が受入可能人数となります。この受入可能人数に対して、次年度の入園受付を行うこととなります。

続いて、入園希望との調整でございますが、年度当初から入園希望の場合は、毎年12月上旬に1次申込、1次申込締切後から翌年の2月上旬までの2次申込があります。この申込時に各保護者が申請書に記入した入所希望園をもとに検討することとなります。なお、入所希望園については、特に上限を設けておりませんので、第1希望園から順に、市内全ての保育園を希望しても差し支えありません。

次に検討する方法でございますが、申請書をもとに、各保護者の家庭状況、就労状況などを本市が定める指数表から点数化し、その点数の高い人から希望園順に決定していくこととなります。その後においては、毎月受付を行いまして、同じ手順で点数化し、各保育園の定員に達するまで繰り返すこととなるため、年度の後半になるにつれ、入園することが難しくなっております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

各保育園の園児数と待機児童数を見ると、特に私立の保育園で定員を割れている、0歳なんですけれども、状況が散見されますが、この状況をどのように捉えているのかお伺いをいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします

私立保育園の定員割れについてでございますが、本市といたしましては、市立保育園も私立保育園も同等に扱っており、ここ数年の入園状況は申込年度に多少の偏りは見受けられましたが、市立も私立も平均的な状況でありましたので、今年度の申込状況については一時的なものであると考えております。

○小澤孝延君

とある方の話ですと、お母さん方の情報網といいますか、または先ほどもお話の中であった、年度末になればなるほど定員が充足していくという状況の中で、あの保育園はいっぱいだから無理だよとか、入れないよとかという情報が流れている中で、希望する保育園を本来希望したいんだけど、希望しないという状況があるということを少しお伺いしました。

ある市では、子育て支援課の窓口で保育所の入所児童数と待機児童数が一目でわかる資料がいつでも閲覧できるようになっているそうです。ですから、第1希望がかなわなくても、ほかの保育園での調整により、待機児童の解消に努めているということですが、当市においてはどのような体制になっているのかお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

本市の対応でございますが、保育園の入園状況や受入可能数、待機児童などについては、市のホームページに掲載はしておりますが、年齢別の受入可能数や待機児童数などについては、3歳以上や3歳未満など、一定範囲での公表となっております。

また、各保育園の具体的な空き状況につきましては、申請時や相談時、電話での問い合わせ等、随時情報を発信しておりますが、詳細情報の窓口への掲載やホームページへの掲載などは行っていないのが現状でございます。そのため、詳細情報等の掲載につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

待機児童の裏側には、そういった希望もそうですし、保育士等々の人員確保の状況等さまざまあるかと思いますが、ぜひ最新情報をアップしながら丁寧な調整をしていくと、1人でも待機児童が減っていくのではないかなと思いますので、ぜひ情報は鮮度が命ですので、新しい情報は常に発信をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

続いて、3番目ですが、親の就業場所ですとか通勤経路等々や、特別に支援が必要な子たちが市外の保育園の入園を希望したり、またその逆に、市外から当市の保育園への入園希望が

あるのか。また、その対応の状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内から市外保育園への受け入れは、管外委託として、市外から市内保育園への受け入れにつきましても、管外委託として受け付けております。ただし、保護者の就労条件などの都合から送迎が難しい場合や児童虐待等、やむを得ない事情があった場合に、管外委託であれば、本市から所管市町村へ協議書を提出いたしまして、管外委託であれば、所管市町村から本市へ委託に係る協議書を進達していただき、保育園への入所を検討することとなります。

○小澤孝延君

やむを得ない事情、私立の幼稚園のように、市外への通園や市外からの受け入れができるような、保育園でも市町村や圏域を越えての受け入れの調整や連携が必要であると考えますが、このあたりは本市としてどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

保育園の広域利用のお話と思いますが、先ほど市長からご答弁申し上げましたとおり、管外委託や管外受託など、個々の協議ではなく、各市町村全体での協議となりますので、いろいろな手続が必要となります。

また、近隣市町村でも待機児童が生じていたり、おのおのの諸事情等もあることから、すぐに対応することは難しいと考えますが、その点も踏まえながら、近隣市町村との意見交換や動向を見据えながら、調査、検討をしていきたいと思っております。

○小澤孝延君

ぜひ検討を進めていただいて、市町村圏域の垣根を越えての定員調整、待機児童の解消に向けての取り組みについても、お互い手を取り合えば、またさらに問題解決に1歩近づくんじやないかなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

④番目、今度は幼稚園ですが、今年度当初における市立、私立幼稚園の定員と現員についてお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市立幼稚園の定員は、八街第一幼稚園180名、朝陽幼稚園60名、川上幼稚園60名であり、5月1日付の在園数は、八街第一幼稚園114名、朝陽幼稚園44名、川上幼稚園18名です。

私立幼稚園の定員は、八街文化幼稚園270名、八街泉幼稚園200名、八街すずらん幼稚園200名であり、5月1日付の在園数は、八街文化幼稚園96名、八街泉幼稚園25名、八街すずらん幼稚園84名です。

○小澤孝延君

なかなか定員が充足していない状況がありますが、このあたりも踏まえて、5番目の質問に

つなげていくんですけれども、保育園及び幼稚園、認定こども園や、今後整備される児童館を含めて、制度や所管は違いますが、持続可能な地域社会を担って、さらに次の時代につながっていく人財育成の観点から、当市における子育て支援充実に向けた構想をどのように描かれているのかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今後の子育て支援の充実については、先ほど答弁いたしましたとおり、本市におきましては、保育園・こども園等については、0歳から2歳児を中心に待機児童が生じている一方、幼稚園については、定員を下回っている状況を鑑みますと、今後の保育園や幼稚園のあり方を考えつつ、その解消に向けて取り組み、若い世代が安心して子どもを産み、育てられる環境を整えることが出生率の向上にもつながり、しいては本市の活性化にもつながることと考えております。

また、今後整備する児童館、現在運営している子育て支援センター・子育てサロンなどを活用いたしまして、子ども同士の交流、子育て世帯同士の交流、子育てに関する相談支援、各種子育て情報の発信など、総合的な視点で子育て支援の充実した街づくりを目指してまいります。

○小澤孝延君

幼稚園、保育園、小中学校、高校、大学や専門学校等、根拠法令をはじめ、所管する省庁も統一されていないという状況があります。ぜひ今市長が述べられたように、八街としての子育て支援、充実を図っていただきたいと思いますが、八街をこよなく愛する、次代を担う人財を育てる観点から考えると、幼小中高、または大学や専門学校まで含めた、1人の人財を一貫して関わることができるワンストップの窓口創設が非常に有効と考えます。

現在、庁舎内の業務と役割を整理整頓しながら、子育て機能に特化した、八街市ならではの担当窓口設置を検討してはいかがか、お伺いをいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

本市では、子どもへの支援ニーズが多様化、複雑化している中、子育て世代に対して、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を関係する各課及び機関と連携して実施しております。

子育て機能に特化した担当窓口を設置するためには、当該組織の理念や目標とするところ、課題、施策等について調査、研究を行い、これを推進するための新たな事務分掌やあり方について、検討しなければならないと考えます。

本市の子育て支援を進めていく上で、子育て機能に特化した担当窓口の設置につきましては、人員の確保や設置するスペースなども含めて解決しなければならない諸問題が多数あり、難しいところではございますが、大切な視点であることは十分認識しておりますので、今後の研究課題といたしまして、先進自治体の状況等を調査、検討してまいりたいと考えておりま

す。

○小澤孝延君

ありがとうございました。

地域づくりには人財育成が不可欠であります。保育園、幼稚園、義務教育と高校、大学といった、制度や所管は違いますが、地域社会を担っていく、さらに次の代につないでいく人財、特に中高生には、繰り返しになりますが、自立した主体として社会づくりに参画するということの学びを通じて、これからの持続可能な地域づくり、特に中高生の若者のパワーは欠くことができないと考えています。我々大人が使う市民という言葉の定義に、この子たちを含めているのか。ちょっとその意識の改革が必要だと感じております。

既に過去の判例には当てはまらないスピードでの少子化や、超高齢化時代が到来しています。さらには、これからのI o TやA Iなどの最新テクノロジーを活用した、「ソサエティ5.0」の世の中を生き抜いていくためにも、さまざまな産業や業界の垣根を超えて、民間活力を最大限活用できるような連携を検討、実践されていくことを切に期待をしています。

以上で、やちまた21、小澤孝延の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時10分から再開します。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後1時10分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党、角麻子議員の個人質問を許します。

○角麻子君

公明党の角麻子でございます。

今回は、「人に優しい街づくり」ということで質問事項を挙げさせていただきました。それでは、通告に従いまして順次、質問させていただきます

まず、要旨(1)、地域の支え合いの支援についてです。本年4月、国立社会保障・人口問題研究所は、将来推計で、2040年には世帯主が65歳以上の高齢世帯のうち、40パーセントがひとり暮らしとなると発表いたしました。東京都で45パーセントを超えとなるのを筆頭に、全ての都道府県で30パーセントを超える見込みとなっております。

本市でも、高齢化は大きな課題にもなっておりますが、まず確認を含めて、①本市の高齢者率の推移はどのようになっているのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の65歳以上の人口が総人口に占める割合は、平成29年度当初で27.02パーセント、平成30年度当初で28.11パーセント、今年度当初で29.26パーセントとなり、この3年間で毎年1ポイント以上増加している状況でございます。

○角麻子君

環境省は、高齢者を対象にした地方自治体のごみ出し支援制度の普及に乗り出すことを発表いたしました。高齢者のごみ出しをめぐっては、高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化などを背景として、ごみ出しが困難でありながら、十分な支援を得られない高齢者が増えていることが問題となっております。かつての多世代が同居する家族では、若い世代が高齢者の生活を家庭内で支えていましたが、高齢者のみの世帯の増加により、ごみ出しを自分自身でせざるを得ない高齢者が増加しております。また、昔は地域のつながりの中で行われてきた、近隣住民が高齢者のごみ出しや買い物を手伝うなどの相互扶助も、都市部を中心に少なくなっております。

高齢者になると、筋力の低下や腰痛疾患、骨粗しょう症による骨折などにより、歩くことが難しくなります。また、腕や体幹の筋肉の衰え、関節リウマチなどを患うと、ごみ袋を持つことも困難になります。さらに、認知症や軽度認知障害になると、曜日や分別のルールを覚えるのが難しくなります。

また、日常生活の支援の状況はさまざまで、ホームヘルパーを利用していたり、離れて暮らす家族が週末だけ来ていたり、また、社会的に孤立して一切の支援を受けていない場合もあります。こうした困難の度合いや支援の違いにより、高齢者のごみ出しは3つの悪い状態に陥る可能性があるとしてされています。

1つ目として、「ごみ出しができなくなる」です。ごみ出しが極めて困難であるにもかかわらず、支援が何もない場合には、ごみ出しができなくなります。生活ごみが出すことができずに、家にたまると住環境が不衛生になり、さらに進行すれば、ごみ屋敷になることも懸念されております。不衛生な住環境は、高齢者の社会的孤立を深めるという悪循環にもなります。

そして、2つ目は「不適切なごみ出しをする」です。生活支援を受けていても、自治体のごみ出しルールに従うことが難しい場合があります。例えばホームヘルパーにごみ出しをお願いしたくとも、収集日の朝の決められた時間帯にホームヘルパーに来てもらうことは困難なため、適切でない日時にごみ出しをせざるを得ないこととなります。また、週末に世話をしに来る家族も、やはり収集日でない日にまとめてごみを出したり、場合によっては自宅に持ち帰り、自分の自治体の収集日に出して対応したりしています。

また、認知症などによる曜日や分別ができなくなって、ルールを守れない出し方をする場合もあると思います。こうした、不適切なごみ出しは、ごみの収集・運搬に支障を来したり、近隣住民とのトラブルにつながる可能性があります。

そして、3つ目は、「無理にごみ出しを続ける」です。生活支援が全くなく、無理に自分でごみ出しを続ける場合です。無理なごみ出しは、高齢者にとって不便や負担であるとともに、

ごみ袋を持って階段をおりたり、雨や雪の日に、傘をさしながらのごみ出しは両手がふさがれた状態になり、転倒の危険性も高まります。高齢になると筋肉の低下により、転倒しやすくなるだけでなく、骨粗しょう症で骨がもろくなるために簡単に骨折してしまうことも少なくありません。こうしたけがや骨折は、自立歩行ができなくなったり、寝たきりになってしまったりすることもあります。

そこで、②高齢者や障がい者など、自分でごみを出せない住民の現状について、状況はつかめているのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における高齢者や障がい者のごみ出しの状況につきましては、詳細な状況は把握しておりませんが、親族や知人、あるいは自治会やご近所などの相互扶助により支援されているケースがあるものと考えております。また、介護保険サービス、あるいは障害福祉サービスの生活・家事援助の中で、ごみ出しサービスを行っていることもあります。件数の把握はしてありません。

なお、八街市社会福祉協議会が実施しております在宅有償サービス「ほほ笑み」では、平成30年度において、たまったごみをクリーンセンターに運搬してもらうというものが16件あったということでございます。

○角麻子君

確認なんですけれども、ごみ屋敷に関するトラブルは過去にあったかどうか伺います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

ごみ屋敷等になったことがあるかどうかということについてお答えいたします。

市民部の方からそのような報告が数件ありました。それは、職員によりまして片付けをお手伝いいたしまして、クリーンセンターの方で収集の方は伺いして対応を図ったところでございます。

○角麻子君

ありがとうございます。

ごみ屋敷になるにはいろんな理由というか、原因があると思うので、高齢者がごみ出しが困難というところがすぐにはごみ屋敷につながるとは思わないんですけれども、年に過去に何回かあったということで、わかりました。ありがとうございます。

それから、先ほど、ごみステーションの不適切なごみ出し等のトラブルというのが過去にあったかどうか、わかれば教えていただければと思います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

高齢者や障がい者の方々によりまして、何らかの原因によりましてごみ出しのルールを守ることができなかったというような問題につきましては、現在のところお聞きしておりません。

○角麻子君

ありがとうございます。

自治体の一部では、高齢者のごみ出し問題に対する支援制度の設置が進められています。国立環境研究所の調査報告書によると、実際に支援制度がある自治体は、全体の2割程度ですが、政令指定都市に限ってみると8割以上が導入しており、規模が大きい自治体から先に取り組みが始まっております。

その支援策は、申し出のあった高齢者世帯のごみを戸別回収したり、ごみヘルパーを派遣して分別や搬出を手伝ったりする方法です。直接行政が行わなくても、シルバー人材センターや社会福祉協議会などの団体に委託して支援をしているケースもあります。ほかにも地域のNPO法人やごみ収集を請け負っている業者が、ボランティアの一環としてごみ出しを手伝っているケースもあります。高齢者のごみ出し問題は、社会的に大きな関心を集めており、今後、ますます対策の充実が求められています。

そこで、③ごみ出しができない住民が増えるであろうと予測される本市の今後の対応として、ごみ出し支援制度の創設を望みますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

我が国における高齢化社会や核家族化等の進展に伴いまして、高齢者や障がい者のみの世帯は年々増加しております。また、これらの家庭から排出されるごみ出しの問題につきましても、大きな行政課題とされており、本市におきましても重要な課題であると認識しております。

現在、環境省では、自治体の規模、地理的条件、高齢化率等に応じまして、参考すべき事例を含めた収集運搬等の制度設計のためのガイドラインを作成しております。このガイドラインの作成にあたりましては、ごみ出し支援における課題等を抽出するため、モデル自治体において、実際に制度設計や高齢者のごみ出し支援をテスト的に行うモデル事業を実施いたしまして、その結果をガイドラインに反映させることとしております。

本市におきましても、高齢者や障がい者によるごみ出しにつきましても、看過できない喫緊の課題でございますので、今後、環境省から示されるガイドラインをもとに、検討を進める必要があると考えております。

なお、高齢者によるごみ出し支援につきましても、独立行政法人国立環境研究所におきましても研究されており、「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」や「事例集」が公表されております。また、一部の自治体におきましても、既に高齢者及び障がい者等を対象とするごみ出し支援制度が開始されております。例えば、地域のボランティアが玄関先からごみ収集場所までごみを運ぶ方法などが挙げられます。

これらの先進事例も参考にするとともに、福祉部門と廃棄物処理部門が緊密に連携しながら、地域の支え合いにより高齢者や障がい者が安心して生活できる街づくりに向けて、調査・研究を進めてまいります。

○角麻子君

ありがとうございます。

収集時に一声かけることで、高齢者の生活に安心感や張りが出ます。ごみが出されていない場合や、不自然な気配がある場合には、高齢者の異変に気付くことができます。高齢者の不調の早期発見、最悪の事態を未然に防ぐこともできます。さらに、近隣住民が担い手となることで、ごみ出し支援活動をコミュニティ醸成の1つの契機とすることなども可能ではないでしょうか。さまざまな効果が期待できる仕組みでもありますので、しっかりと調査研究を進めていっていただきたいと思います。

では、次の質問に進ませていただきます。

要旨（２）、骨髄移植ドナー支援について質問させていただきます。

白血病は、血液を作る細胞の異常でがん化した血液細胞だけが増え、正常な血液が作られなくなる病気です。日本では年に10万人当たり6人ほど発症しています。白血病は、子どもから高齢者まで広く発症するため、子どもから青年層に限れば、比較的発症が多いと言えます。

また、再生不良性貧血は、血液を作る細胞の機能が低下し、血液成分が極端に少なくなる病気です。再生不良性貧血と診断される人の数は、年間約1千人とされています。

そこで、①、本市の血液疾患の方は何人いらっしゃるのか、把握されていたら伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

骨髄移植は、白血病などの治療が困難な血液疾患の患者さんに、健康な人から提供された骨髄や末梢血管細胞を移植し、低下した造血機能を回復させる治療法です。移植にあたっては、提供者であるドナーと提供を受ける患者との間で白血球の型が適合する必要があるため、血縁者以外では、数百から数万分の1の確率でしか一致しないため、1人でも多くのドナー登録への協力が必要となっております。

血液疾患の患者数については、市町村別に公表されているデータはありませんが、国立がん研究センターが集計している平成27年度がん罹患数によりますと、全国で白血病に罹患されている方は約1万2千人となっており、そのうち千葉県では約500人の方が白血病に罹患されていると報告されております。

○角麻子君

ありがとうございます。

我が国では、毎年、新たに約1万人の方が白血病などの血液疾患を発症し、そのうち、骨髄バンクを介した移植を必要とする患者さんは、毎年2千人以上とされていると言われております。移植には2つあるそうです。

まず、骨髄移植。骨髄は骨の内部に存在するスポンジ状の細胞で、その中には白血球・赤血球・血小板の元となる細胞、造血幹細胞が多く含まれています。骨髄移植は、ドナーに全身麻酔をし、注射器で骨髄液を吸引し、採取した骨髄液を患者の静脈へ点滴で注入する治療法

です。

もう一つは、末梢血幹細胞移植です。全身を流れる血液、末梢血には通常、造血幹細胞はほとんど存在しませんが、白血球を増やす薬を注射すると、末梢血中に流れ出します。採取前の3、4日間、連日注射し、造血幹細胞が増えたところで、血液成分を分離する機器を使い、造血幹細胞を採取し、骨髄移植と同様の方法で患者に注入します。

しかし、赤血球にはA、B、O、ABの血液型があるように、白血球にも型があります。HLA型といわれるこの型の組み合わせには数万通りあり、HLA型の適合具合によって、拒絶反応などの合併症によって移植の成功率が低くなります。HLA型は、両親から半分ずつ遺伝子を受け継ぐため、兄弟姉妹間では4分の1の確立で一致します。しかし、親子ではまれにしか一致せず、非血縁者間では、数百から数万分の1の確立しか一致しません。だからこそ、広く一般からドナーを募る骨髄バンクが必要となるわけです。

骨髄バンクとは、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、骨髄移植や末梢血幹細胞移植の機会を必要としている血液疾患の患者さんと、患者さんのために提供したいというドナーとの橋渡し役を担う組織的な活動のことです。日本では、非血縁者間の骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としている患者さんは、毎年、少なくとも2千人を数えます。1人でも多くの患者さんを救うには、1人でも多くのドナー登録が不可欠です。

そこで、②、本市で骨髄バンクドナー登録されている方が何人いるか把握されていたら伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

骨髄バンクにドナー登録できる方は、年齢が18歳以上、54歳以下で、健康な方となっておりますが、提供できる年齢は20歳以上、55歳以下となります。体重は、男性45キログラム以上、女性が40キログラム以上で、制度を十分に理解している方などの要件があります。

骨髄バンクドナー登録者数ですが、日本骨髄バンクによりますと、平成31年4月末現在の速報値で、国内で51万3千人となっております。

なお、骨髄バンクへの平成30年新規登録者数は、約3万5千人となっておりますが、年齢が55歳に達するなど、登録を取り消した人数を差し引いた数が現在の登録者数となっております。また、市町村別のドナー登録者数は公表されておりませんが、千葉県では、平成31年4月末現在で、約1万7千人が登録されております。

○角麻子君

現在のドナー登録者の半数以上が40歳から50歳代であるということで、今後も登録者数を維持していくためには若者の協力が欠かせないと私は感じております。できるだけ早い段階で登録してもらうことが、ドナー登録者数を増やすことへとつながると思います。すなわち、若い世代からこの骨髄バンクの存在を知ってもらうのも必要だと考えております。

そこで、確認ですが、③として、教育現場ではこの骨髄バンクを周知しているのか伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

骨髄バンクについての小・中学生に対する啓発は、日本赤十字社より、毎年、関連資料が小・中学校に配布され、必要に応じて情報提供を行っております。

○角麻子君

がん教育というものも教育の方では必要だと今伺っていますので、ぜひ機会があれば、命の大切さという道徳的なものもありますので、ぜひ今後、いろんな場面で周知の方をお願いしたいと思います。

本年2月、競泳の池江選手が白血病を公表した後、全国から日本骨髄バンクへの問い合わせが急増し、話題になりました。ふだんの問い合わせは1日5、6件だったのが、公表後3日間で1千400件を超えたそうです。都内の献血ルームでは、2月のドナー登録件数は、1日に0～1件で推移していましたが、池江選手の白血病公表から26日までの2週間で140件と急増したそうです。

ドナー登録は、全国の献血ルームや保健所、また、移動献血会場などで行っており、登録に要する時間は約15分から20分。血液を2cc採取し、HLA型を調べます。費用は一切かかりません。ドナー登録者数は年々上昇していますが、なお不足状態です。

そこで、④、市民にもっと周知すべきと思いますが、いかがか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ドナー登録制度の周知につきましては、毎年10月の臓器移植普及推進月間、骨髄バンク推進月間に、ポスターの掲示や窓口にパンフレットを置くなど、啓発を行っております。

また、本市における骨髄バンクへのドナー登録につきましては、ボランティア団体である千葉県骨髄バンク推進連絡会のスタッフが、市主催の献血会場において、制度についての説明、骨髄バンクへのドナー登録を呼びかけておりまして、平成30年度は2名の方にドナー登録をしていただきました。

ドナー登録者数を増加させるためには、骨髄バンクの制度について、1人でも多くの方に正しい知識を持っていただくことが重要と認識しておりますので、今後も市主催の献血会場において、登録の呼びかけを行いながら、骨髄バンクの制度についても普及啓発に取り組んでまいります。

○角麻子君

山武市では昨年、市役所1階ロビーで、骨髄バンクの普及啓発を目的として、「いのちの輝き展」を開催しています。骨髄移植を受けた方、受けられなかった方の絵画や書、骨髄移植を受けた方と提供者ドナーの方との手紙の展示。ほかにも、大網白里市、船橋市、東金市でも開催しております。

また、市役所以外でも、東金市は保健福祉センターで、九十九里町、睦沢町では公民館で、茂原市は図書館で、野田市や白井市ではお祭りの会場にて開催をしております。1人でも多

くの市民に知ってもらうためにも、献血会場での説明会だけでなく、このようなパネル展を開催していった方がよいと考えます。実際にパネル展を見て、献血会場に来て登録をしてくださる方もいらっしゃるそうです。

本市でも、このように普及啓発を目的にパネル展を開催できないか伺います。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

千葉骨髓バンク推進連絡会が、毎回、献血会場で制度の説明や骨髓バンクへの登録を呼びかけておりますが、パネル展等を実施したいとの意向があれば、献血会場に一部を利用するなどして、展示スペースを提供することは可能であると考えております。

○角麻子君

ぜひ行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ドナー登録者数は、2月末に50万人を超えました。しかしながら、ドナー候補者が実際に提供するにあたっては、家族と、職場の理解と協力が不可欠です。

官公庁や一部大手企業などでは、ドナー休暇制度が整備されていますが、中小企業に働く方や自営業者、派遣社員やパートの方、育児や介護をしている方には、休むことが経済的な負担に直結するなどとして、簡単には時間を作れない事情があります。

骨髓採取には、通常3、4日の入院及び前後の検査等の通院による休暇など、提供者の負担は大きく、実際の提供まで至らないケースが多く見られるそうです。ドナーの健康理由で中止となる確率が低いと期待される若年層で、このような事情で中止になるのは非常に残念であります。

ドナー候補者が10人以上見つかるケースが比較的多くなった現在でも、移植を必要とする患者さんの約6割しか実際に骨髓移植が行われていない大きな理由にもなっております。千葉県では、平成29年8月、骨髓移植を促進するため、骨髓等を提供したドナー本人や、そのドナーに骨髓移植時の入院等のためドナー休暇を与えた事業所に対して、市町村が助成した場合に、その2分の1を補助する助成補助制度を制定いたしました。

千葉県内では、現在、31市町が助成制度の制定、運用を始めております。ドナーになることになる不安の1つである経済的な不安を解消することで、ドナー及びドナー登録者の増加を図り、骨髓移植を推進する一助とすることができると考えます。

そこで、⑤本市も骨髓移植ドナー支援助成制度を実施すべきと思いますが、お考えを伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

日本骨髓バンクによりますと、平成31年4月末現在の速報値で、国内では1千301の方が移植希望者として登録されておりまして、そのうち千葉県では57人が登録されていると報告されております。現在、9割以上の患者さんにドナーが見つかっていますが、移植を受けられる患者さんは約6割にとどまっております。この理由の1つとして、骨髓等を提供

する場合、ドナーは7日間程度通院・入院する必要がある、そのための休暇等を取得することが難しいということが考えられます。

このため千葉県では、平成29年度から、ドナー支援事業を実施する市町村に対する補助金交付制度を設け、骨髄移植の推進を図っているところでございます。

本市といたしましても、当該制度を活用した骨髄移植ドナー支援制度の導入については、今後、検討してまいるとともに、ドナー登録制度の周知・啓発を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○角麻子君

ドナー登録者が実際にドナーとなって、移植を提供することはかなり確率が低いことであり、市内で年間に何例も該当することはないと考えております。

習志野市では、助成利用者が平成25年から平成30年の6年間で4件。我孫子市も平成25年から同じく4件。船橋が平成28年から6件となっております。年間1件あるかどうかの件数です。手続作業に長時間縛られるわけではないと思います。どうか1日でも早く助成制度の制定、運用を実施していただきたいと思いますが、もう一度、お考えというか、ご意見を聞かせていただければと思います。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

先ほど市長からもご答弁申し上げましたとおり、骨髄移植ドナー支援制度の導入につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

なお、市では、高校生までの医療費助成等、現在、準備を進めている事業が幾つかございますので、それらの進捗状況等も考慮した上で、今後検討してまいりたいと考えております。

○角麻子君

助成制度を制定するにあたって、そんなに実際には、先ほども言いましたけれども、件数的には少ないんです。何が過去に、先ほどの千葉県骨髄バンクの方から何度か、制定を行っていただきたいという要請は八街市の方にも来ていると思うんですが、どうしてそこまで話が行っていないのか。何か理由があるのか、ちょっと確認させてください。

○市民部長（和田文夫君）

このドナー制度につきましては、前年度まではちょっと対象市町村も県内54市町村中21市町村で導入しておりました。それで、最近になりまして、直近では県内54市町村のうち半数以上の市町村で導入している状況でございます。

本市では、先ほども申し上げましたが、高校生までの医療費助成等に加えまして、さまざまな健康に対します事業等を行っておりますので、そういった状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

○角麻子君

埼玉県では全市町村がもう導入しているということですので、千葉県もどんどん今、数が増えてきておりますので、ぜひ八街も、1日でも早く制度を実施していただければと思います。

多くの患者さんの希望となることですので、お願いをしていきたいと思ひます。

これで私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で公明党、角麻子議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、川上雄次議員の個人質問を許します。

○川上雄次君

公明党の川上雄次です。

令和の時代、最初の6月議会、最後の一般質問を行います。また、改選前、最後の一般質問となります。執行部の皆様には、前向きな、真摯な答弁を期待したいと思ひます。

まず、最初の第1の質問は、本市の公共交通施策の全般について伺ひます。

本市を含め、少子高齢化や人口減少社会を迎えている地方自治体が抱えている大きな問題の1つは、市民の皆様のご生活を支える公共交通の確保をいかに図っていくかにあります。本市には民間バス会社による路線バスと市内循環バスがあり、民間バスの経営は厳しい状況にあると言われております。多くの地方の民間バスは、マイカーの普及や人口減少などを背景に、利用者の減少が続いており、自治体からの補助制度の支援があるものの、事業の縮小や路線の廃止が広がっております。

本市では公共交通確保のため、市民要望に応える取り組みとして、市営のコミュニティバス（ふれあいバス）の路線が4路線運行しており、近隣市に先駆けて実施し、市民の足の確保に向けたこれらの施策は大いに評価できるものと思ひます。

また、公共交通施策を所管する総務部の企画政策課の取り組みではありませんが、市民部の高齢者福祉課が2年前から導入している福祉政策の高齢者外出支援タクシー、利用促進券の発行は、多くの利用者からの好評を博しております。

これら本市の施策、努力は承知しておりますが、今、日本は世界に例を見ない超高齢化社会を迎えており、本市もその例外ではありません。今後の運転免許返納者のさらなる増加や、従来型の公共交通機関の限界を超えた小規模な需要にいかに対応していくか、さまざまな市民ニーズに応える取り組みが求められております。そこで、従来施策の見直しや改善など、不断の努力を積み重ねる必要があると考えております。

そこで質問の要旨①は、これまでの取り組んできた、さまざまな本市の八街市地域公共交通について伺ひます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における地域公共交通につきましては、街づくりと連携した公共交通ネットワークを構築するため、市民や交通事業者等で構成する八街市地域公共交通協議会において協議を行い、本市の公共交通のマスタープランとなる「八街市地域公共交通網形成計画」を策定しており、鉄道、民間路線バス、ふれあいバス等のそれぞれの連携と役割分担により移動の足を確保し、体系的な公共交通ネットワークの構築を進めております。

周辺都市との移動の要となる民間路線バスについて具体的に申し上げますと、千葉交通株式会社が運行する京成成田駅行きの住野線、ちばフラワーバス株式会社が運行するJR成東駅行きの八街線、九十九里鐵道株式会社が運行するJR東金駅行きの八街線の3路線がJR八街駅を発着しているほか、ちばフラワーバス株式会社のJR千葉駅と、JR成東駅を結ぶ千葉線が山田台地区を運行しております。そのほか、千葉市のコミュニティバスであるおまごバスが沖十文字に乗り入れしているなど、他市のコミュニティバスとの連携も図っているところでございます。

これらの公共交通により、千葉方面、成田方面、東金方面、山武方面への移動が可能となり、主な生活圏となる近隣市への移動手段となっておりますが、自動車社会が進行することにより、公共交通の利用者は全国的に減少し、路線の撤退等が進んでいるのが現状であり、本市におきましても、平成15年以降、民間路線バス6路線が廃止されている状況でございます。

公共交通は交通分野の問題だけではなく、都市構造など、都市づくり分野、高齢者や障がい者の移動などの福祉分野など、街づくりに不可欠なものでございますので、本市の公共交通につきましても、鉄道や民間路線バス、ふれあいバス等の既存の公共交通の維持・確保が困難となることのないよう、それぞれの公共交通機関の機能分担を勘案した中で、八街市地域公共交通協議会等において検討を行っているところでございます。

○川上雄次君

答弁をありがとうございました。

この公共交通について、国土交通省の補助金というものを活用して、各自治体は交通網の整備をしていると思いますが、この国の補助金については、法的な裏づけというのは、地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱というものにのっとり、補助金等に関わる予算執行の適正化に対する法律、これが対象になると聞いております。

そこで、本市のふれあいバスに対する国土交通省の補助金の交付状況についてお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

デマンドタクシーやふれあいバスなどの地域内の拠点となります公共交通に対する補助金といたしましては、国土交通省が所管いたします、地域公共交通確保維持改善事業費補助金のうち、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金が該当することとなります。この補助金につきましては、平成29年10月から実施しております、ふれあいバスの路線再編等を行ったことによりまして、市内の効率的なネットワークが構築されているとして、国土交通省に認定されたことによりまして、平成30年度から交付されたものでございます。

この補助金につきましては、人口等に応じまして、補助金の上限額が設定されており、本市の上限額は1千982万8千円が補助上限となっております。昨年度は補助上限額であります1千982万8千円が交付されております。なお、当該補助金につきましては、運行事業者が申請することから、補助金は運行事業者へ交付され、当該補助金相当額が本市の委託料から減額されるとなっております。

○川上雄次君

今のご説明によりますと、1千982万8千円の交付を受けているということですが、再確認しますけれども、これは満額交付を受けているということでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

国土交通省が所管いたします地域公共交通確保維持改善事業費補助金のうち、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金につきましては、平成30年度は限度額である1千982万8千円が交付され、満額が交付されたところでございます。

しかしながら、今年度に八街市地域公共交通協議会において実施いたします、公共交通に係る調査業務に際する補助金につきましては、減額されている状況でございますので、今後の補助金の交付額につきましては不透明な状況でございます。

○川上雄次君

国土交通省のこの補助金も削減傾向にあるというような話も聞いているんですけども、例えばこの地域公共交通活性化法という法を活用して、乗り合いタクシーであったり、デマンド交通などと、もう一つ今の運行しているふれあいバス、これは同時にダブルで補助金の交付を受けるような申請ということはできるのでしょうか。いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金につきましては、デマンドタクシーやふれあいバスなどの地域内の支点となる公共交通に対する補助金となっておりますので、コミュニティバスとデマンド交通が同時に補助対象となることも想定されております。

しかしながら、この補助金につきましては、地域全体の交通ネットワークを新たに構築し、国土交通省にて認定された場合に補助金が交付されるものでございます。このことによりまして、国による認定でございますので、本市にデマンド型乗り合いタクシーを導入した場合の補助金の活用につきまして、あくまでも見込みとなりますが、現在のふれあいバスの4路線を維持したまま、単に市内全域にデマンド型乗り合いタクシーを導入した場合には、補助金の活用は難しいと考えております。

また、基本的な国の考え方を国土交通省に確認いたしましたところ、コミュニティバスが運行している地域に、さらに市内全域を対象としたデマンド型乗り合いタクシーを導入する場合につきましては、コミュニティバスとデマンド型乗り合いタクシーの区域運行と目的の差別化を図ることが難しいことから、補助金の要件には合致しないとの回答を得ているところでございます。

また、仮にデマンド型乗り合いタクシーの導入に対し、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金は活用できた場合では、この補助金の限度額をふれあいバスの運行に対しまして上限額が交付されておりますので、追加の交付は受けられないものと見込んでおります。

○川上雄次君

そういった制約があるというのは説明でわかりましたけれども、しかし、新しい新交通システムとか、さまざまな世の中の動きの中で、新規の取り組みであればまた見つけられるのかなど、このように思うんですけども、それに関しては、質問要旨の4と5の方で、ちょっ

とまた後で触れたいと思います。

先ほど市長答弁の中で、市内3路線の民間バスの説明がありましたけれども、私が把握しているところでは、それプラス、フラワーバスの八街循環バス、これは八街駅から勢田、東吉田、八街駅、この循環バスが走っていることと、あと、東京駅の八重洲口まで走る高速バス、さらには市内の循環バス4路線、そして、高齢者外出支援タクシー、こういった形の交通体系が八街には導入されております。これだけではなくて、さらにそれに上乘せする交通手段がないか、知恵を出し合っていかなければいけないかなと思います。

そうした中で、質問項目の2番目でございますが、次に、高齢者外出支援タクシーの利用促進券の発行事業についてお伺いします。これは、2年前から導入した福祉事業でありますけれども、高齢者の方がタクシーを利用する際に、運賃の一部を助成することにより、高齢者の日常生活の利便性の向上と、社会活動の拡大に資することを目的としております。この制度は、高齢者の福祉政策として八街以外でも各地で広く導入されています。

他市のこの制度を見てみますと、対象者の高齢者の年齢が70歳以上であったり、75歳以上であったり、市民税の滞納のない方、また、住民税非課税の世帯といった限定をしている市町村もあります。

そうした中で、本市では65歳以上の市民、免許を持たない市民を対象に、幅広く申請できるように制度設計されており、大変評価できる取り組みではないかと思えます。また、多くの市民の交通の確保として、高齢者のタクシー利用の負担軽減に大きく寄与していると思えます。

そこで、質問要旨の2は、高齢者外出支援タクシーの事業成果についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成29年10月から開始しました高齢者外出支援タクシー利用助成事業の成果でございますが、平成29年度、半年間の実績は、申請者数が1千505人、実利用者数は1千77人、助成券の使用枚数は1万3千307枚、助成金額は665万3千500円でございます。平成30年度は、申請者数が2千245人、実利用者数は1千799人、助成券の使用枚数は4万4千792枚、助成金額は2千239万6千円となっております。

平成29年度と平成30年度の実績を比較しますと、申請者数は740人の増、実利用者数は722人の増、助成券の使用枚数は3万1千485枚の増となっております。

また、今年度の4月末現在の申請者数は、昨年の同時期より395人の増となっておりますので、高齢者の外出を支援し、利便性の向上に寄与しているものと考えております。

○川上雄次君

大変多くの市民の方に利用されていることは大変うれしく思います。ただ、この導入した後、さらに検証して、改善等も図っていかなければならないかなと思います。

そこで、1つ、高齢者の外出支援タクシーの利用者は、市の中心部に近く、初乗り料金プラスアルファぐらいの利用が多いというふう聞いております。遠隔地で利用したいという方

にはなかなか使いがたいという、そのような指摘もございます。

そこで、より多くの方に利用してもらいたいと思っておりますが、1つ提案なんですけれども、他の地域では、遠隔地からの利用者には証明書を発行して、これを提示すれば、初乗り料金のみ自己負担で、その先は自治体が負担し、喜ばれているという、そういった地域もあります。

本市でも遠隔地からタクシーを利用する促進するために、初乗り料金だけ負担で利用できるように検討というのはできないでしょうか。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

先日来、山口議員の一般質問の中でもご答弁させていただきましたが、本年の10月に、タクシー協会の方で運賃の改定を予定しているということで、市の方といたしましては、その改定内容を踏まえて検討していきたいと考えております。

○川上雄次君

改定というお話がありましたけれども、国土交通省では、昨年10月から、高齢者のタクシー利用の促進を図るために、実証実験を幾つか全国で展開しております。その中では、変動迎車料金とか、定額タクシー料金というものの実証実験を行って、実際本年度になってから、迎車料金については0円にしている会社であったりとか、定額タクシー運賃にしている、運転免許を返納した高齢者の移動のニーズに応えるという取り組みが始まっております。

そうした中で、さまざまな運賃体系の見直しというものが行われてきておりますので、今、担当の課長さんからお話があった10月以降の改定の件なんですけれども、その改定の中には、そういった迎車料金についての情報というものは幾つかあるでしょうか。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

正式な発表前ということで詳細は不明ですが、迎車料金の定額化も含めて、運賃改定が行われるということで伺っております。

○川上雄次君

よその地域でも始まっていますので、本市でもそういった方向性があるのかなど。定額ということは、どこまで迎えにいても同じ料金と。私のいる榎戸の地域に来るのも、林政男さんのいる沖十字路に行くのも同じ料金という形がこの定額だと思いますので、そういう形が八街でも始まってもらえればと。大変これは期待したいと思います。

○議長（木村利晴君）

会議中ではありますが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時05分)

(再開 午後 2時15分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川上雄次君

それでは、質問を続けます。

次に、本市のふれあいバスについて質問します。民間バスの利用者の減少によるバス路線の事業の縮小や路線の廃止については、先ほどの市長答弁の中でも、平成15年以降、民間路線バス6路線が廃止されたとお話がありました。

全国でも、平成12年から平成14年は、国の規制緩和によって、鉄道やバスとともに、撤退が届け出制になったということで、路線の廃止が加速をしております。

本市では、これらの路線の廃止を補完し、市民の足を確保するため、市民運動の要請に応えた市営のコミュニティバス、ふれあいバスが導入されております。現在、4路線運行しており、市民生活を守るインフラとして大切な役割を果たしております。本市のふれあいバスは、近隣市に先駆けて導入されており、市民の足の確保に向けた施策として大変評価できると思います。

そこで、質問要旨の3として、ふれあいバス路線の利用促進策についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市のふれあいバスにつきましては、現在、4路線で運行しており、昨年度は8万5千198人の方々に利用いただいております。ふれあいバスの利用促進につきましては、秋の大祭や産業まつりの際には、無料で臨時運行の実施、各種イベントに合わせての利用促進の広報活動を実施しており、また、市内の小学生を対象として、バスの乗り方・バリアフリー教室を実際の路線バスを用いて開催しております。そのほか本年度は、バスの利用方法に関する出前講座を実施するほか、ふれあいバスの車体を広告媒体として活用する、ふれあいバス有料広告掲載事業も実施するなど、利用促進に努めているところでございます。

ふれあいバスは市内の移動交通の要でございますので、引き続き、ふれあいバスの利用促進を図るとともに、利用者のご意見等を聴取しながら、利用しやすい公共交通の運営に努めてまいります。

○川上雄次君

ありがとうございました。

年間利用者8万5千198人の利用のあるこのふれあいバスですけれども、この利用人数の推移というのは、この数年いかなる推移があったんでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

ふれあいバスの利用者につきましては、5路線で運行しておりました平成27年度は10万7千736人、平成28年度は10万5千907人、また、年度の途中で4路線に再編をいたしました平成29年度は9万1千261人、平成30年度は8万5千198人と減少傾向となっておりますが、路線再編後の平成29年10月から平成30年3月までと、平成30年10月から本年の3月までの同時期を比較いたしますと、2千492人、6.3パーセントの増と、利用者が増加傾向となっておりまして、通勤者、小学生の通学、買い物、通院等で多くの方に利用されております。

○川上雄次君

ありがとうございます。

非常に大事な市民の足ですので、これは継続するように、持続可能な取り組みが求められると思います。

先ほど、ふれあいバスのさまざまな取り組みもお聞きしましたけれども、いろんな観光というか、インバウンドということも含めて、ふれあいバスを活かした街づくりという意味では、市民の皆さんがふれあいバスに1回も乗ったことがないというのではなくて、さまざまな企画を練って、乗っていただけるような工夫が必要かと思うんですけれども、これから取り組むようなプランがあればお聞かせ願いたいんですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今現在、これといった大きなものというのはちょっとないんですが、今、議員さんがおっしゃられたとおり、皆さんにご利用いただけるような方策等、これを検討させていただき、これは近隣の市町村も含めて、他団体の状況等も確認しながら、どういう形で本市のふれあいバスのあり方を変えていくのかを検討させていただきたいと考えております。

○川上雄次君

よろしく申し上げます。

次の項目になりますけれども、オンデマンド交通について質問します。

オンデマンド交通は、利用者が事前に予約することで、その都度、それに合わせて運行する地域の公共交通のことで、八街市議会では、私ども公明党がいち早く取り上げてきた経緯もございます。市民から予約があるときだけ運行するデマンド交通とも言われており、位置付けとしては、タクシーとバスの中間のようなイメージであり、利用したいときだけ申し込める一方、乗り合いのため、目的地に直接向かわないことであったり、待ち時間が幅があり、帰り時間が決めにくいといった利便性のデメリットもあります。しかし、オンデマンド交通は、人口減少や高齢化が深刻な地域での利用が期待され、多くの自治体で導入実績があります。

そこで、質問要旨の4は、オンデマンド交通についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

オンデマンド交通につきましては、多様な運行形態がございますが、サービス区域内であれば、安価な額で利用することができるサービスレベルの高い公共交通であると言われておりますが、一方で、サービスの提供区域内を一般的に数台の車両で運行し、また、利用には電話予約が必要となることから、利用者が増えれば増えるほど、利用したいときに利用できないなどの課題があると言われております。

このような課題があることから、オンデマンドタクシーの導入は難しいと判断しましたが、外出手段を持たない高齢者への支援は重要な課題であることから、本市では、民間のタクシーを活用し、運転免許証を持たない高齢者の外出支援策として、タクシーの乗車料金の一

部を助成する「八街市高齢者外出支援タクシー利用助成事業」を実施しているところでございます。

また、本市の公共交通のマスタープランである「八街市地域公共交通網形成計画」の計画期間は来年度までとなっておりますので、次期計画の策定の中で、本市の公共交通を担っている鉄道、民間路線バスやふれあいバス等の既存の公共交通機関の役割分担を明確にし、本市の実情に合った公共交通ネットワークの再構築について、八街市地域公共交通協議会等において検討してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

オンデマンド、また、デマンド交通につきましては、近隣市でさまざまな取り組みが行われております。東金市であったり、または酒々井町、また、佐倉市では1度導入しましたけれども、その後廃止と、そのような経緯を聞いております。成田市でもデマンド交通は始まっているのを聞いております。

担当課としてはそういった情報をしっかりと捉えたり、分析したりしているのでしょうか。お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

公共交通につきましては、担当課におきまして、常に近隣市との情報交換を行っております。東金市や佐倉市、山武市との担当職員との情報交換を行い、公共交通の現状等の把握に努めているところでございます。

各市町の状況の分析につきましては、オンデマンド交通を導入するにあたっては、他の公共交通との役割分担を明確にし、他の公共交通とサービスの重複とならないよう導入しているところでございます。

本市におきましても、新たな交通システムを導入するにあたりましては、他の公共交通の利用者の減少等を招くことがないように検討する必要があると考えておりますので、引き続き先進事例等の情報収集、分析に努めてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

デマンド交通に関して、担当課の方で情報を集めるというだけでなく、実際に現地に赴いて実証、調査、研究をされたということも聞いたんですけども、どのような作業をされたのかお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

担当課におきましては、今年度は、デマンド型乗り合いタクシーを導入している東金市との茨城県鹿嶋市にお伺いし、デマンド型乗り合いタクシーの運用状況等を視察し、メリット、デメリット等を伺ってきたところでございます。さまざまな課題があると、その対応に大変苦慮しているということでございました。

なお、今年度は、八街市地域公共交通協議会における調査業務を行っておりますので、この調査業務の結果や先進自治体の例を参考とするなどし、令和3年度からの八街市地域公共交通網形成計画の策定に向けて準備を行っているところでございます。

○川上雄次君

しっかりされた調査、研究したものを我々にも情報を提供していただきたいし、また、八街市地域公共交通協議会の方にも情報を提供していただければと思います。

それと、八街市のふれあいバスは現在、定時、定路線で運行されておりますが、この乗降客の乗車時間帯には濃淡があつて、少数、または無人でバスが運行されている時間帯も見受けられます。

デマンド交通のパターンの中で、これは1つ提案なんですけれども、朝・夕は定時路線で運行して、日中の便の少ないときにはデマンドエリアを設けて、ステーションを複数設けて、そして、予約があつたときにはその複数の停車場を回って、地域のそういったデマンドの要望に答えているという、こういった自治体もあります。デマンド交通のパターンは4パターンぐらいあるんですけれども、本市でも、今走っているふれあいバスの時間帯、エリアを限定して、デマンドを加味する形で運行するという形はとれないでしょうか。いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

地域の実情に応じたさまざまな公共交通の手法がございます。先ほども答弁させていただきましたが、今年度は、八街市地域公共交通協議会におきまして調査業務を行っておりますので、この調査業務の中で本市の実情にあつた公共交通のネットワークという形で進めていきたい。今、ご質問がございました内容につきましても、あわせまして十分検討させていただきたいと考えております。

○川上雄次君

言ってみれば、ハイブリッド型のデマンドバスという形になると思うんですけれども、成田市では乗り合いバスを貸し出しているようなんですけれども、聞きますと、ドア・ツー・ドアではなくて、歩ける距離のところに来てもらうということで、市内900カ所に停留所を設けていると、そういう形で運行しているそうです。それを考えれば、ふれあいバスの停留所を複数化して、そして、より近いところにこのバスが回っていくというような形もちょっと検討していただきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひします。

次に、要旨の5になりますけれども、新しい風というか、新モビリティサービスの推進事業についてお伺ひします。

交通施策は、時代を反映した常に新しい新鮮な情報を把握し、取り入れることが必要かと思ひます。そうした中で、公共交通機関に求められているさまざまな市民ニーズに応える取り組みとして、国土交通省は、新しくMaaSの概念の交通施策を提案しています。将来の交通手段として、全国各地にMaaS等の新たなモビリティサービスの実証実験を支援し、民間主導であります。既に全国の17自治体で連携が開始されていると聞いております。

また、地域交通問題解消に向けたモデル事業の推進では、国土交通省が、新モビリティサービスの推進事業の公募をつい先週まで行っておりました。

そこで、質問要旨は、新モビリティサービス事業についてお伺ひします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年の大都市圏における道路混雑、過疎地域における少子高齢化等に伴う交通サービスの縮小、ドライバーの不足など、交通サービスにさまざまな問題が生じております。一方で、ICTや自動運転等の新たな技術開発などが進展するとともに、さまざまな移動を1つのサービスとして捉えるマース（MaaS）の概念が海外で登場し、日本におきましても、交通分野のさまざまな課題を解決する可能性のある取り組みの検討が民間主導で進みつつあります。

国土交通省におきましては、多様な地域での新たなモビリティサービスの実証実験の支援や、オープンデータ化の推進に向けた実証実験等を行い、日本型のマースのあり方、今後の取り組みの方向性の検討を進めているところでございます。新モビリティサービス事業は、今年度から実証実験等が始まったところでございますので、今後の国等の動向を注視してまいります。

○川上雄次君

ご答弁ありがとうございます。

国土交通省の補助金等も満額が来ているという状況ですので、新しい提案、取り組みということも大事かと思っておりますので、さまざまな情報をしっかりと精査して、本市に活かしていただければと、このように思います。

続きまして、次の質問に入ります。森林環境整備基金の活用策についてお伺いします。

昨年末の「平成30年度税制改正の大綱」において、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決まりました。これは、パリ協定の枠組みのもとにおける日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税を創設するものです。本年から徴収開始までの5年間は、国の特別会計を使い、森林環境譲与税として都道府県や市町村に配分されることになっております。

また、2024年度からは、個人住民税に上乗せして、1人当たり1千円の森林環境税を徴収し、課税され、この新税を、課税対象は全国で年収100万円以上、6千200万人、年間税収は600億円と予定されております。この600億円の森林環境税を原資に、森林環境譲与税が本市を含めた全国の市町村に譲与されてきます。

本市は、3月議会で森林環境整備基金の設置を可決したところでございます。

そこで、質問要旨の1は、本市の森林環境整備基金の概要についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成31年3月議会におきまして、設置の議決をいただきました森林環境整備基金は、本市で譲与を受ける森林環境譲与税のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立て、森林環境の整備やその促進に要する経費の財源に活用しようとするものでございます。

○川上雄次君

もう少し深い質問をしたいと思っておりますけれども、この森林環境譲与税が本市に配分されてく

る、毎年になってくる額と、平成24年度以降の森林環境税の譲与額はどのような推移があるのかお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

森林環境譲与税につきましては、森林面積50パーセント、人口が30パーセント、林業従事者数が20パーセントの割合で案分され、各自治体のそれぞれの面積や人数等に応じて交付することとなっております。

八街市への交付金額につきましては、令和元年度から令和3年度までが約340万円、令和4年度から令和6年度までが約520万円、令和7年度から令和10年度までが約730万円、令和11年度から令和14年度までが約950万円、そして、令和15年度以降につきましては、約1千170万円と見込んでおります。

○川上雄次君

最大約1千170万円の譲与税が入ってくるということですので、それをしっかりと活用した取り組みが必要であると思います。

そこで、質問要旨ですけれども、森林情報の収集や森林調査について、どのように取り組むのかお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

森林環境整備基金を活用した森林情報の収集、森林調査につきましては、平成31年4月より運用が開始されました森林クラウドサービスの利用料に活用しております。森林クラウドとは、県、市町村及び林業事業者が保有する森林簿や林地台帳などの森林関係情報を森林クラウドに集積し、リアルタイムでの情報の共有と活用を行うことにより、県と市町村の業務の効率化、森林組合等の林業事業者が行う森林整備促進に役立てるものであります。今後も各届け出や情報をもとに、随時修正を行い、システムの精度を高めてまいりたいと考えております。

なお、基金を活用した森林整備につきましては、現在、県内の市町村で組織いたします千葉県森林管理連絡調整会議において意見交換を行いまして、森林整備等についての研究をしているところですので、今後、本市の現状と課題に即した森林整備等について検討してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

この課税も所得税を納めている方皆さんが対象になるということもあり、また、1千170万円の譲与税が入ってくることも含めて、広く市民の皆様にもこれを周知していただく、また、ご理解していただく必要があると思います。

そういった中で、森林環境教育推進講座等を開催している市もあるんですけれども、この森林環境教育推進講座への取り組みはしていただけるかどうか、お伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

森林環境推進の講座などへの活用につきましては、その目的や内容が森林の経営管理などに係る人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に結び付くものであれば、事業の内容に応じて基金を活用することができるものと考えておりますので、今後、検討させていただきたいと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございました。

本市の農業従事者というか、森林関係は国勢調査では3名という話も聞いているんですけども、森林と深く関わっているかという、それがちょっと薄いかなと思います。

そういった中で、森林と関連すると思うんですけども、竹林が荒れているということで、何とかできないかという市民の声も聞くんですけども、これは竹林には活用できるのかどうか。いかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

竹林の整備につきましては、山林と一体となっている竹林で、森林整備に結び付くものであれば活用することができるものと考えておりますが、単に林地に越境している部分的な伐根や伐採だけでは基金の活用は難しいのではないかと考えております。

○川上雄次君

わかりました。それではまた、調査、研究をよろしくお願いします。

次の質問ですけれども、この譲与税についてですけれども、本市の里山整備であったり、または森林公園を創設するというふう考えたときには活用できるかどうか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

森林環境整備基金を活用しました里山整備、森林公園の創設につきましては、目的や事業の内容に応じまして基金を活用することはできるものと考えております。里山整備につきましては、行政と里山活動団体などとの協働により進めることが重要でありますので、活動団体の育成、里山の整備・保全活動などに対する支援としての基金の活用も考えられます。

ただし、基金の活用につきましては、地方の実情に応じまして、間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、幅広く弾力的に活用できるようになっておりますが、限られた財源でありますので、基金の活用につきましては、対象となる事業全体の中で、本市の実情に即した活用を検討してまいりたいと考えております。

また、森林公園の創設につきましては、土地の所有者、地域の方々のご理解、ご協力とともに、多くの費用が必要になることから、現在のところ、市の財政状況を鑑みますと大変厳しい状況にありますので、ご理解をお願いしたいということでございます。なお、民間施設ではございますが、小谷流地区の小谷流の里ドギーズアイランドがありますので、利用させていただきたいと思っております。

○川上雄次君

ありがとうございました。

里山整備については、市民との協働の街づくりという意味でも、しっかりとした市民の皆さんとの協働事業という形ができればいいかなと思っております。

また、森林公園につきましては、新たに求めるというのではなくて、本市の持っている市有地でございますけれども、榎戸地先北小学校の前に、森林のところ公園用地という形で、今、まだ手つかずになっているところがございます。以前、公園用地、または森林公園的な公園もあって、道路付けが問題で地権者の方等が協力いただければ、道路を付けての公園かということも話題になったこともあります。そういった意味では、今回のこの基金を創って取り組むには非常に理にかなっているのではないかと。

そして、この譲与税というのは、市の目的趣旨にかなっていれば市の判断で運用することができますので、本市はこういうイメージが少ないという面もありますので、この榎戸の公園用地を活かす形はできないか、お伺いします。

○建設部長（江澤利典君）

議員がおっしゃるご指摘の（仮称）榎戸泉台近隣公園につきましては、現在、約1万3千平米が市有地となっております。用地については、まだほか2名の方が未買収地ということになっておりまして、今後、公園としての整備を考えた場合、未買収地となっている箇所、また、先ほど議員がおっしゃるとおり進入路及び公園等の整備が必要となります。

さらに当該箇所は、榎戸の天神下遺跡ということで、埋蔵文化財調査が必要ということもございます。これについては多額の費用が必要となるということ聞いております。今後は、行政だけではない目線で検討も必要と考える中で、地域住民の意見も取り入れ、いかに市有地を有効活用するかについて考えなければいけないというふうには考えておるところでございます。

こうした中で、現在、令和2年、2020年度からスタートする後期基本計画策定に向けて、街づくりの活動団体から寄せられた八街市の街づくりに対するアイデア、意見等の中の土地利用、また、街づくりの分野で、公園、文化施設等の充実をさせ、市民の豊かさ、住みやすさの向上を図るという提案もございました。という提案があることから、いろいろな角度から将来に向けて、また、財政状況も考えた中で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、昨日、林修三議員にも答弁しましたけれども、今年度より、総務部の総務課に新たに設置された資産経営室を中心として、本市にとって有効に活用できる方法を今後検討していきたいというふうに考えております。

○川上雄次君

今、部長の答弁の中で埋蔵文化財という話もありました。これは逆にマイナスじゃなくて、プラスになるという形で公園の魅力づくりという形にもなると思いますので、先ほどお話があった資産経営室を中心としながら、また、担当課も連携しながら、ぜひともこの森林公園化への検討をよろしく願いいたします。

次の4項目目ですけれども、児童館の建設材に国産木材を利用するというのがこの基金の目的にもかなっております。

そこで、本市の児童館の建設にこの基金を活用できないか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

児童館は18歳未満の全ての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設であります。児童館は来年度の開館に向け、現在、実施設計を行っている状況でございます。内壁に木材を多く使用し、あたたかい雰囲気となるよう考えておりますが、内装材などの建設部材につきましては、実施設計業務の中で協議してまいります。

○川上雄次君

ありがとうございます。ぜひともこの基金も使っていただきたいなと思います。

それでは、最後の項目になります。第2庁舎の解体について質問します。市役所の第2庁舎は耐震不足が確認され、また、老朽化も著しいことから、解体工事を実施することになり、これに伴い、多くの部署が移転を余儀なくされました。本市の業務に多大な影響もあり、市民の皆様への周知も必要と思います。

そこで、質問要旨の1は、第2庁舎の移転した部署数と移転後の影響について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第2庁舎の解体に伴い、商工観光課、会計課、農業委員会事務局、監査委員事務局、教育総務課、学校教育課、社会教育課の7部署が、それぞれ第1庁舎、第3庁舎、総合保健福祉センター及び中央公民館に移転いたしました。移動に伴い、関係部署が多少手狭になってしまった部分もあり、また、市民の皆様方にもご不便をおかけしておりますが、市民サービスを低下させることがないよう、改善に努めてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

今、ご説明していただいた以外に、職員の皆さんの休憩室であったりとか印刷室だったりとか、多大な部署の移動があったと思います。そこで、心配をするんですけれども、移転後の職場環境は十分確保されているかどうかと。職員の皆さんの生活時間の3分の1は職場で過ごしております。その職場が極端に手狭であったり、また、仕事をするビジネス空間として劣悪であったり、または身体の影響、作業能率の低下等を招くような環境であってはならないと思います。

労働安全衛生法では、快適な職場づくりが事業者の努力義務とされておりますので、そういった意味での職場環境の快適さを保つということについての配慮はされた上での移動だったかをお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

今後の人口減少に伴う職員数の管理につきましては当然考えていかなければならないもので

あると考えております。一方で、職員自ら与えられた環境の中で、知恵を出し合って仕事の仕方など、現状の中で工夫していくことも必要であるというふうには思っております。

また、第2庁舎解体後の計画にも関連いたしますが、仮に執務室を含めた施設を建設することとなった場合には、長期的な視点での配置やスペースを考えてまいりたいというふうと考えております。

いずれにしても、職場環境が変わったからといって、市民サービスが低下しないように、環境を整えてまいりたいというふうと考えております。

○川上雄次君

市民サービスを低下させない、これは第1ですけれども、もう一つ職場環境ということで、職員の皆さんの健康管理もしっかりとさせていただきたいなど、このように思います。

それでは、次の質問でありますけれども、解体作業に伴う影響です。7月ということですので、来月から解体工事が始まるわけですが、この工事に伴って、アスベストの有無であったり、または、まだ移転していない公文書公開コーナーをどのような形で移転して、市民のサービスに伝えていくのかについてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第2庁舎の3階廊下天井裏の吹付断熱材、または冷媒管及び消火栓配管の保温材にアスベストが使用されており、吹付断熱材は影響部分を完全に密閉し、高性能空気清浄機を設置するなど、アスベストの飛散には細心の注意を払い、また、飛散性の低い配管の保温材につきましても、環境省が策定した「建築物の解体に係る石綿飛散防止マニュアル」に従いまして、安全に撤去工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、公文書公開コーナーの移転先でございますが、第1庁舎1階、総合保健福祉センター側出入り口脇の倉庫スペースを予定しております。

○川上雄次君

答弁の中でございました、アスベストも含んでいるということですので、この工事に関しては、市民の皆さんがいない時間であるとか、ちょっといろいろ配慮していただければと。先日の報道の中でも、幼稚園でアスベストの工事を子どもが遊んでいる上でやっていたということがあって、大変な問題になったことがあります。しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

また、公文書資料室は、今の説明ですと、中央の通路のトイレの隣のスペースかと思うんですけれども、現在の公文書資料室から見ると、恐らく3分の1ぐらいの狭さかなと、スペースかなと思うんですけれども、その整備については十分利用しやすいような工夫が必要と思うんですけれども、どのような形のものをお考えか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

公文書公開コーナーの移転に伴いまして、かなり手狭になったと思っておりますが、公開コーナーにおける行政資料等につきましては、その内容を精査いたしまして、整理した上で、

市民の方が閲覧しやすく、充実した情報が提供できるように工夫していきたいと考えております。

○川上雄次君

あと、先ほどの説明の中で、倉庫のところを使うということでお話がありました。私も見に行ったんですけども、天井が普通の石こうボードとかジプトーンの天井ではなくて、繊維質のものを吹き付けたような天井になっているんですけども、もちろん倉庫であればそれでよかったと思うんですけども、今、アスベストの問題で、アスベストが入っていないという証明がなければ、解体、廃棄のときにもアスベスト対応じゃなきゃいけないということで、非常に厳しくなっております。倉庫の天井については、今のままなのか、天井材を貼るのか、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

天井につきましては、今現在は改修する予定はございませんでしたが、これにつきましては、もう一度確認をさせていただいて、内容を精査させていただきまして、張る等、その辺の改修についても検討させていただきたいと思っております。

○川上雄次君

よろしく申し上げます。

次の3番目の要旨ですけれども、解体後の計画について、お考えがあればお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第2庁舎解体後の活用計画につきましては、平成29年度と平成30年度に開催いたしました、八街市役所第2庁舎跡地検討委員会におきまして、事務を具体的に進めるためには、有効活用を推進する部署の新設が必要との結論に至ったことから、市有地などの有効利用を検討する専門部署として、本年4月に、総務部総務課に資産経営室を設置し、周辺自治体の跡地利用の方法などについて調査をしているところでございます。

今後、第2庁舎解体後の土地利用を含めた市有地のあり方、有効利用の方法につきまして、市民の皆様方、有識者の皆様、そして、議会の皆様のご意見を十分取り入れながら、具体的に検討してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

八街市役所は、八街の都市としての顔であって、多くの多面的な機能を保っている拠点であります。また、市民の生活を支える文化、教育、医療、福祉、また、行政機関が集約された防災拠点でもあります。そういった意味では、市役所の機能の重要性を考えたとき、私は第2庁舎を再建して、よりよい形の市にしてまいりたいと思ひます。

そこで、質問要旨の最後の項目ですけれども、第2庁舎は再建して、市民総合窓口や教育センター、防災センターなどを新設し、市役所機能を充実すべきと思うが、もう一度お考えをお伺ひします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今後、総務課に設置いたしました資産経営室におきまして、ご質問にある市民総合窓口、教育センター、防災センターなどの必要性を含めまして、第2庁舎解体後の利用につきまして、最も有効に活用するよう検討してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございました。

解体し、再建するという形でございますので、箱物行政を作るというふうではないと思いますし、また、よりよい市民サービスの提供になると思いますので、よろしくご検討をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で、公明党、川上雄次議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日6月8日から10日までの3日間は議案調査及び休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。明日6月8日から10日までの3日間は休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月11日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時58分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件